

秘



法律取調  
委員  
會

民法草案財產編取得編議事筆記

自第四十九回  
至第五十二回

日本學術振興會

民法草案財產編取得編專條第四十九回

自第六百四十六條  
至第六百六十六條

日本學術振興會

XB300  
N 2  
2 C3

日本學術振興會

序

日本學術振興會第一（法律學、政治學）常置委員會は昭和八年十月其の最初の會合に於て、維新以降我國の立法資料の蒐集に關する小委員會を設置することに決定した、之が即ち第九小委員會である。

右第九小委員會は其の劈頭の事業として、法典調査會に於ける民法法典案の審議の速記録を印刷し、引き續いて刷了したのが左記の通りである。此等の速記録及法案等は原本が一部僅に司法省に存するのみであつて、若し火災等の危険を考へるならば、眞に慄然たらざるを得ないのであるが、今、此の印刷が完了して、適當の場所<sub>〇</sub>に夫々それを保管することが出来るやうになつたのは、誠に結構な次第である。

此等の印刷には、昭和十年十二月から昭和十四年十二月まで三年一箇月の日子を費した。尙、之に付て司法省の當局が直接間接に多大の援助を與へられたことを、茲に深謝する。

昭和十四年十二月

第九小委員長 加藤 正治

附記

第九小委員會に屬し又嘗て屬した委員の氏名は左の通りである。

○現在委員

加藤正治	尾佐竹猛	織田萬	川島信太郎	坂野千	清水澄	田中耕太郎	寺尾元彦	長島毅	松宮順	中島吉	牧野英一	山川端夫	山田三良
------	------	-----	-------	-----	-----	-------	------	-----	-----	-----	------	------	------

○舊委員

鳥賀然良	岡朝太郎	神戶寅次郎	金山徳次郎	栗山茂	栗原正	末廣重雄	立作太郎	穂積重遠	三浦信三	池田寅二郎	永田安吉	米澤菊二	大森洪太
------	------	-------	-------	-----	-----	------	------	------	------	-------	------	------	------

○裁判所構成法

裁判所構成法議事速記録 三冊  
 ルードルフ氏裁判所構成法修正案理由書 一冊

○民法

民法草案財産編議事速記録 九冊  
 民法草案取得編議事速記録 五冊  
 民法草案擔保編議事速記録 三冊  
 民法草案議事筆記録 四冊  
 民法再調査案議事筆記録 四冊  
 民法再調査議事速記録 一〇冊  
 民法整理會議事速記録 七冊  
 民法主在會議事速記録 六冊  
 民法總會議事速記録 五冊  
 民法施行法議事速記録 二冊  
 民法整理會議事速記録 一冊  
 民法編纂ニ關スル諸意見書綴込 一冊  
 民法草案意見書人事相續 一冊

○商法

商法再調(舊法時代)筆記及意見書 六冊  
 商法(委員會)議事要録 一〇冊  
 商法整理會議事速記録 一冊  
 商法施行法議事録 一冊  
 商法草案 一冊  
 商法案ニ對スル意見書 一冊  
 商法修正案參考書 五冊  
 商法決議案 一冊  
 商法中改正議事速記録 二〇冊  
 商法草案議事速記録 一六冊  
 商社法第一讀會筆記録 六冊  
 商法第一讀會會議筆記録 四冊  
 商社法第二讀會會議筆記録 六冊  
 商法第二讀會會議筆記録 三冊  
 商社法第三四讀會會議筆記録 一冊  
 商社法第三四讀會會議筆記録 一冊

○商法關係諸法

小商人ノ範圍ニ關スル勅令案議事速記録 一冊  
 外國人又ハ外國法人ノ權利ノ目的タル不動産ニ關スル勅令案 議事速記録 一冊  
 外國會社ノ支店及ヒ外國人カ設立シタル會社並組合ニ關スル勅令案 議事速記録 一冊

○訴訟法

民事訴訟法筆記 七冊  
 民訴聯合會議事速記録 一冊  
 民訴議事速記録 三六冊  
 訴答文例 一冊  
 人事訴訟手續法議事速記録 一冊  
 非訟事件手續法議事速記録 一冊

○刑法

刑法聯合會議事速記録 五冊

○諸法

法例議事速記録 二冊  
 國籍法並明治六年第三百三號布告改正案議事速記録 一冊  
 戶籍法議事速記録 一冊  
 不動産登記法議事速記録 三冊  
 不動産登記法整理會議事速記録 一冊  
 船舶登記規則議事速記録 一冊  
 船舶法議事速記録 一冊  
 船員法議事速記録 一冊  
 銀行條例、著作權法案等委員會總會議事速記録 二冊  
 行政裁決及行政裁判權限法委員會議事速記録 一〇冊  
 ○審議會日記 一冊  
 委員總會日記 一冊  
 會議日誌(第三部) 一冊  
 同 (第四部) 一冊

以上

民取十ノ一

民法草案財産取得編議事筆記第四十九回 自第六百四十六條 至第六百六十六條

明治二十一年四月二十三日午前九時三十五分開會

(委員長) 始ノマシヨウ

○第六百四十六條朗讀ス

第六百四十六條 受囑者ハ相續人ニ對シ爲シタル引渡請求ノ時ヨリ後ニアラサレハ果實及ヒ利息ニ付キ權利ヲ有セス但期限ノ滿了シ條件ノ成就シタル事ヲ要ス

然レトモ左ノ三箇ノ場合ニ於テハ受囑者ハ死亡又ハ滿期ノ時ヨリ請求ナク果實ニ付キ權利ヲ有ス

第一 遺囑者カ此旨ヲ述ヘタルトキ

第二 贈遺カ養料ノ性質ヲ有スルトキ(第一千十五條)

第三 相續人カ受囑者ノ爲メ爲サレタル遺囑處分ヲ其受囑者ニ

故意ニテ隱匿シタルトキ

(修正) 「果實」ノ上へ「贈遺物」ノ四字ヲ挿入シ又「  
但」ノ一字ヲ刪リ「期限」ノ上へ「若シ贈遺カ有期又ハ條  
件附ナルトキハ尙ホ」ノ十八字ヲ挿入ス

(栗塚報告委員) 贈遺セラレタルモノノ果實及ヒト云フ字ガ翻譯  
デ多分入レルト存ジマシタガ取敢ヘズ「贈遺物ノ果實ニ付權利ヲ  
有セスト致シマシタ此跡ニ「若シ贈遺ガ有期又ハ條件付ナルトキ  
ハ尙ホ期限滿了シ條件ノ成就シタル事ヲ要スト修正致シマシタ  
(松岡委員) 尙ホト云フノハ引渡請求ノ外尙ホト云フノデスカ  
(栗塚報告委員) 左様デス  
(松岡委員) 期限ノ滿了シハアノ儘デスカ

(栗塚報告委員) 左様デス  
(委員長) 尙ホト云フハ何ウカ  
(栗塚報告委員) 尙ホト云フハ原語ニ能ク當ルト云フ意味ノ釋リ

デアリマス

(南部委員) 満期ト云フノト期限滿了ト云フノト違フカシラン

(栗塚報告委員) 滿了ト満期トハ少シ違フノデアリマス満期ト云  
フノハ條件ノ成就モ進入テ居ルノデス

(南部委員) 満期ト云フテハ少シオカシイ

(村田委員) 英文ニハ受贈者ハ相續人ニ對シテ自己ニ遺サレタル  
モノ、引渡ヲ請求シタル日ヨリ生スル果實利息ヲ請ル權利云々若  
シ期限ヲ越ヘラレタトキハ云々トアリマス

(今村報告委員) ケレトモ満期デ條件ノ成就モ進入ルノハ無理デ  
ス原語ノ意味ハ假令パーケ月ナレパーケ月トシテ置イテ其一ケ月  
ガ濟ンデ仕舞ツタト云フ方ノ言葉デハナイ實ハ拂ヒ期限デスネ拂  
ヒ期限ト爲リタルトキハト云フノデス、ダカラ寧ろ拂ヒ期限トヤ  
ツタラ分ル

(村田委員) 此所ニ請求ナクシテ果實ニ付權利ヲ有セヌト云フ字ガアルガ何ゼ利息ト云フ字チ入レナイカ

(栗板報告委員) 遺入ツテ届ルノデ引ツクルノテ果實ト云テ兩方入レタノデアリマス

(今村報告委員) コウ云フ事ハ歌羅巴文章ハ些トモ纏ハヌ日本ハ文字ニ拘泥シテヤラナケレバナランノデ往カン

(松岡委員) ソコガ矢張り含マルル様ニシタラ宜シイノデシヨウ、向ウデ取ルト云フノハ日本ノ法律字面チ八番數向ウニハ杜撰カト云フニソウハ往カンノデー字一句ニ依テ權利義務ノ分ル、ハ日本ヨリハ八番數イ

(今村報告委員) ケレトモ一項ハ抵當トナリタル備條二項ハ只抵當トナリタルトアル、一項ハ先取特權ヲ體ノ二項ハ先取特權ハ含マナイ、何ゼナレバ向ウハ抵當トサヘ云ヘバ先取特權ハ無論ダカ

ラデス

(南部委員) 果實ト云フノハ法定ノ果實ト天然ノ果實ト兩方ニ規定シテアルカラネ

(村田委員) コウ云フ事ハ餘リ見ナイ

(今村報告委員) 餘リ詳イ所ハ繰返シマセン

(村田委員) ソンナラ前ニモ果實ニ付權利ヲ有スト云フハ前ノモ無論ナラ果實ニ付テ宜シイ此所バカリ果實ト云フノハ始メテ出ルノナラ仕方モナイガ外ニモ澤山アルノデスカラネ

(南部委員) 用收權ノ所デ負擔ト云フノハ始メノ負擔トハ違フ様ナモノデアリマス

(委員長) 些ト御叮嚀ト云フバカリデアツタ方ガ宜シイノデシヨウ若シ贈遺ガ條件付ナルトキハト云フノハアツタ方ガハツキリスル

(西委員) アツタ方ガ發揮リ致シマス

(栗塚報告委員) 二項ハ果實ニ付テハ利息ハ還入ラヌト云フニ見  
ヘル説ガ多數ナレバドウカ

(南部委員) ソレヲ云フト満期ノトキ成就ト入レンデハ往カン

(栗塚報告委員) 此所ハ實ハ事柄ヲ示シテ價クガ宜シイ

(松岡委員) 日ノ字ヲ入レテハイカンカ

(栗塚報告委員) 入レタ方ガ宜シイ満期日ト云フト有期ノ様ニナ  
ツテ仕舞

(松岡委員) 商法ニハ期限ノアルモノニ限り満期日トヤツテ居リ  
マス拂ヒ期限ト云フモノチモ満期日トヤツテ居リマスカラ、ソレ  
デ困ルネ、アレモ商法ノ方カラ極ノラレタノデ以來ハ儲積ニ心得  
ロト云フノデアツタ、貴君方ノ方デ御打合シテ置イテ下サルガ宜  
シイ

民取十ノ四

(栗塚報告委員) 商法ニ満期日トアルガ有期ノ期限滿了ノ日ト云  
フノデアロウト思ヒマス

(松岡委員) 有期デナクツテモアルノデス

(委員長) 果實又ハ利息ト云フノハ利息ガ還入ルハ宜シイト云フ  
ノカ

(村田委員) 後ノハ果實ノ内利息モ還入ル様子デスガ前ニハ果實  
利息ト云フテ置イテ後ニハ果實バカリト云テアルト或ハ利息ハ取  
除タモノデハナイカト云フ疑ヒガ起ルカラ無論還入テ居ルト云フ  
積リト云フカラ入レタラ宜カロウト思ヒマス

(栗塚報告委員) 無論還入ルト見ルダロウト思ヒマス

(委員長) 之モ理窟カラ云フト還入ラナケレバナランガ文字カラ  
云フト還入テハ居ラン

(栗塚報告委員) 文字ニ拘泥セズニデスネ



(南部委員) 前チ刪ルハ何ウカ知ラン

(委員長) 前ノ利息ト云フノチ刪テ仕舞テハ何ウカ一條ノ中ニツアルカラ少シオカシイ氣味ハスル

(栗塚報告委員) 前ニコウ云ヒ出シテ斷テ果實ト云フタラニツトモ道入ルト讀ノルデシヨウ前チ刪テハ利息ハ何ウカト云フ懸念チ惹起スニハ及バヌ尤モ刑法流義ニ論シテハ字句ニ拘泥シナケレバナランガ民法ニハコウ云フ流義ハ非常ノ租稅非常ノ負擔ト云テ其負擔ノ中ニハ稅モ道入テ居ルノデアリマスカラ

(村田委員) 此所ニ始メテ出ルノナラバ宜シイ、用收權方リハ果實バカリデスカラネ、スート今迄ヤツテ來テ居ルニ此所へ來テ利息ト云フカ突然道入テ來タカラ何ウカト思フ

(栗塚報告委員) 利息ト云フハ字ハ貴君ノ説ニスルトナクナツテ仕舞

(村田委員) ソウデス

(委員長) 一條ノ中ニニツアツテハオカシイ

(栗塚報告委員) 一條ノ中ニ非常租稅非常負擔トモアリマスカラ(委員長) 彼所ノ文章ハ一體悪イノデ佛蘭西文ハ現ハシテアリマ

スガ日本文ニハソウ云フ事ハナイ、定義ナシデハ出鱈目ニナツテ仕舞

(今村報告委員) コウ云フ事ハ幾ラモアリマスカラ繰返シ文ガ澤山アルト諄イカラ繰返シマセン

(栗塚報告委員) 一旦果實ト云フガ天然果實法定果實ト云テアリマス爲メニ利息ト云フテ民法ニ刪除シテハ困リマス

(松岡委員) 併シ省イテアルノデス二項デハ一旦民法ニ果實ノ定義ガアルカラ此所ハ利息ハ云ハストモ道入ツテ居ルト云フテ抜イテ居ルノダカラ、スレバ上ハ抜イテモ入レナケレバナラント云フ

ナレバ下へモ入レテ置クガ宜シイデシヨウ

(栗塚報告委員) 併シ一條中ダカラ宜シイデシヨウト思ヒマス

(委員長) 果實ト云フ字ガナケレバ宜シイノデ、ナケレバ矢張り

前ノ果實ト云フモモ利息ガ通入ルト思フ

(西委員) 果實ヲ刪テ宜シイデシヨウ

(南部委員) 期限ノ滿了杯數年ノ後ハ滿期トアルカラ日本文デ云

フト之モ種カナラン

(今村報告委員) 何ウシテモ云フ丈ケハ云ハナケレバナラント云

フト抜ケタトキハ補ヒガ付キマセン

(松岡委員) ソレナレバ上ノ方ヲ抜イタラ宜シイデシヨウ

(今村報告委員) 詰リ入レルハ入レテモ宜シイガソウ云フ事ニ種

ルト究屈ニナルト思フ

(村田委員) 著シク眼ニ立ツ所ハ入レテ置ント前ニ殊更ニ入レテ

アルニ後ニナイト疑ヒガ起ルデシヨウ

(委員長) 又ハ滿期ノトキヨリ其權利ヲ有スルトヤツテハ何ウカ

(西委員) ニツトモ受ケル様ニナルカラ宜シイデシヨウ

(今村報告委員) ソレデモ分リマスネ

(村田委員) ソレナレバ宜シイ

(松岡委員) 些ト場所ハ違イ事ハ違イ

(栗塚報告委員) 果實カ通入ツテナイト利息ハナイト思ヒマスカ

(村田委員) 私ハソウ思フ

(栗塚報告委員) 貴君ハソウ思フダロウガ日本ノ裁判官ハソウ思

フマイト存ジマス

(松岡委員) 佛蘭西ハソウ云フ風ニ讀ムニシテモ日本ハ日本ノ書

業ヲ持テ居ルノダカラ何々權利ヲ有セヌトヤツテ居タニ權利ヲ有

セリト云フ何ウカ

(栗塚報告委員) 利息ト果實ノ區別ヲ付タトハ御禮ニニナルマイ  
ト思フ解釋法自在ナル民法ト解釋法ヲ束縛セラレタル刑法トハ大  
体ガ違フト思ヒマス

(委員長) 一方ハ右ト云ヒ然レトモ左リト云フハ何ウシテモ此所  
ハ利息ハ還入ント見ル人が多カロウト思フ

(南部委員) 併シ民法一部ヲ廢ク體ムト一應ニハ解セラレナイ  
(委員長) ケレトモ外ノ文章ガソウナツテ居ル前ノ文章ト先キノ

文章ト變ルトキハ但トカ然レトモトカ必ズ打返シガシテアル  
(栗塚報告委員) 有スト云フハ有セヌト云フノ打消デアリマス此  
場合デハ有スゾヨト云フノダカラ有ス有サンノ然レトモ打消シテ

果實ト利息ノ區別ヲ説イタモノトハ體マンデシヨウ  
(村田委員) 無理デスネ前ノ期限ノ滿了ヲ滿期ノトキト云フモ同  
シデアロウガ果實ト云テ利息ガ還入ルト云フハ體モン

(委員長) コンナ事ニ無益ナ論ヲスルヨリモ人ニ分リ易クシタ方  
ガ宜シイ

(尾崎委員) ソウ惜ム程ノ事ハナイ  
(栗塚報告委員) ケレトモ議場デ斯ノ如ク精詰ノニシタ様ナ文章

ヲ書カナケレバナラント云フトソレヲ御見聞ケニナルノガ難イト  
思フソレヨリ果實ト書イテ利息ガ還入ルヨウニ體ムカラ宜シイ是

非利息ハ實現ハスガ宜シイト云フト先々餘程骨ガ折レルト思フ前  
ニモ負擔ト非常稅トアルノデスカラ

(委員長) アレ等ハ分ルノデアリマスカ此所等トハ違フ全体人が  
少シデモ意ニ介スルモノガアレバ分ル様ニスルガ宜シイデシヨウ

(栗塚報告委員) 民法ノ原則カラ論ズルト意味ノ透ルノガ宜シイ  
ガ若シ字義ニ拘泥シナケレバナラント云フト駄目押シテ一々シナ  
ケレバナラン

(委員長) 拘泥シナケレバナラント云フ事ハナイケレトモ意味ニ由ルハ素ヨリダケレトモ原案ノ意味ヲ害シソウナト云フ所ガアレバ改ヘナケレバナラン

(栗塚報告委員) 意味ニ誤リガアルト見ルノト我々ハナイト思フ丈ケデ利息ノ字ヲ御加ヘニナルヲ不同意申スノデハナイガ始終其体ニ依ルト後ヲ略シタ爲メニ前ノヲ繰返サナケレバナラント云フト餘程拙イ事ニナリハシマイカ

(委員長) 略シテモ物ノ間違サヘナケレバ宜シイガ略シタ爲メニ意義ヲ害スルト往カンカラ此所等デハ日本文字ニハ何ウシテモ私ハソウナロウト思フ意味カラ論スレバソウデス反對者ニ於テ導入ルト云フ事ハ再三講義デモ聽カレテ道理ガ分ツテソレカラ果實バカリテナイト云タラ分ルガソコ迄ニ至ルニハ一寸ノ日間デハ往カヌカラネ

(審部委員) 民法一部丈ケテ見テ分ルモノデハナイ全部ヲ見ナケレバナラン

(松岡委員) 用收權ノ所デ民法ヲ法定ト云フノデ定義ガアレバ利息ト書クニハ及バヌノデ此所ニ書イテ置イテ下ヲ略シテハ分ラン(委員長) 入レル事ニシマシヨウ

(清岡委員) 果實ニ利息ガ導入ルヤ否ト異論ガアレバ何デスカ上ニ利息トアレバ一体ノ定義ヲ知テ居レバ間違ナイ

(松岡委員) 前ノヲ翻レバ宜シイ(今村報告委員) コウ云フ文章ハ幾ラモアルガ此所ニ至テ論ノ起ルノハ何ウ云フモノデスカ

(委員長) 前後ノ利息ト云フヲ翻テモ宜シイ

(松岡委員) 私モ裁判官デスガ上ニ利息ト書イテアリ下ニナイト疑ヒテ起シマス

(南部委員) 間違ヲ起ス事ハ決シテナイ

(尾崎委員) 覺ヘテハ届リマセンガコウ云フ文例ハ前ニモアツタ

ノデス

(今村報告委員) 次ノ議題ニモ矢張りコウ云フ種類ガアリマス

(尾崎委員) 之ハ貴君方ノ云ハルル通り果實ニ付テ爾テ何方ガ宜

シイカ

(栗塚報告委員) 原案デ置キマスカ

(清岡委員) 私ハ原案デ宜シイト思フ

(西委員) 其權利ヲ有スデハ如何デスカ

(南部委員) 同じ事デスゼ

(今村報告委員) 應修正デス

(尾崎委員) 多數デ、ソレデハ果實及ヒ利息ニ付其權利ヲ有セス

トシヨウ

(松岡委員) ソレデハソウシヨウ

(清岡委員) 利息ヲ入レテハ歎息ノ外ナイ

(今村報告委員) 先へ行ツテ困ルデシヨウ

(栗塚報告委員) 併シ省タヨリ宜シイデシヨウ

(松岡委員) 二項ハドウカ

(西委員) 之モ分ラン

(松岡委員) 此旨ト云フハ請求ナクト云フ旨カイ

(栗塚報告委員) 左様デス

(松岡委員) 佛蘭西ノ千十五條ト云フノハ養料ト云フノカ

(栗塚報告委員) 第二ニ御座リマス千十五條 左ノ二箇ノ場合ト

云フ二ノ場合ハソウデ終身年金權若クハ養料ガアリマス

(尾崎委員) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第二項果實ノ下「及ヒ利息」ト挿入シ其他ハ報告委員

ノ修正ニ決ス

○第六百四十七條朗讀ス

第六百四十七條 贈遺セラレタル物ハ若シ贈遺力單純ナルトキハ遺囑者ノ死亡ノ時ニ存スル形狀ニテ若シ又贈遺力有期又ハ停止ノ條件付ナルトキハ引渡ヲ要求スル事ヲ得ル日ニ存スル形狀ニテ其天然ノ附従物ト共ニ受囑者ニ引渡サルル事ヲ要ス（第一千零八條）

遺囑者カ贈遺物ニ受ケシメ又ハ意外ノ事若クハ不可抗力ニ因リ之ニ生シタル改良又ハ損壞ハ受囑者ヲ利シ又ハ之ヲ害ス（第一百九條第二項）

相續人カ物ニ加ヘタル右同一ノ改據ハ其相續人ト受囑者トノ間ニ互相ノ賠償ヲ生セシム

若シ贈遺カ解除ノ條件附ニテ爲サレテ其條件カ成就スルトキハ

民法十ノ一〇

受囑者又ハ其相續人ハ物ヲ其存スル形狀ニテ返還ス但意外ノ事又ハ不可抗力ノ結果タラサル改良又ハ損壞ニ付キ當事者間ノ互相ノ賠償ヲ妨ケス

（修正） 第一項「天然ノ」ノ三字ヲ「當リ前ノ」ノ四字ニ改換ス

同條末項「爲サレテ」ヲ「爲サレ且」ト改ム

（栗塚報告委員） 第一項ノ「天然ノ附従物」ト云フヲ「當リ前ノ附従物」ト致シマシタ

（村田委員） 當リ前ハ珍デス

（栗塚報告委員） 之モ私一人デハ御座リマセン報告委員丈ケデアルカラ旨意ヲ申ス天然トアルノト當リ前ト云フノトハ違フ自然ノ附従物デアルト云フ事ヲ示シタト思フノデス

（清岡委員） 旨意ハ當然ト云フノカ

(栗塚報告委員) 條件ヲ以テト云フハ民法デハ當然ト使ヒ來ツタカラ

(清岡委員) 當然ニ附従物ト云タラソウ云フ意味チ含ンデ居リソウナモノデス當然ト云フヲ使タカラト云テモ強チスルニハ及バンデシヨウ語勢ニ依テ違フノダカラネ

(栗塚報告委員) 外ニアレバト考ヘタガ日本語デ當リ前ト云フテハ只少シ俗通ル嫌ハアルト報告委員デモ説ガアツタノデアリマスケレトモ家ヲ買ヘバ必ラズ電ガ付テ居ルモノ時計ヲ買ヘバ必ラズ電ガ付テ居ルモノト云フノデ當リ前ト云フノデス

(松岡委員) 原書ノ儘ト云フ事ハナイ

(尾崎委員) 當リ前杯ハ翻リタイ

(松岡委員) 天然ノ三字ヲ圖テ仕舞テ宜シイデシヨウ

(栗塚報告委員) 却テソウカモ知ラン

(松岡委員) ソウ云フ仲好シノ相談ガ付ケバ此機失フベカラズ、當リ前モ何ダカラ形状ニテ其附従物ト共ニガ宜カロウ

(南部委員) 天然ト云フ事ハ置イテ置ク、何ゼト云フニ天然ノ果實法定ノ果實トアリマス天然ノ果實ノ中ニモ人作ノモアルカラ天然ト云フ字ハ差支ハアリマスマイ

(栗塚報告委員) 天然ト云フノハ自然ト云フノデスネ

(南部委員) 元ノ儘デ宜シイデシヨウ

(尾崎委員) 其附従物ガ宜シイデシヨウ

(西委員) 當リ前ト云フノモオカシイカラ天然デモ宜シイデシヨウ

ウ

(村田委員) 天然ニシテ置キマシヨウ當リ前ニ付タ事ダネ

(栗塚報告委員) 左様デス當リ前ノ事デス天然ト云フ字ハ既ニ使タカラト云フノデス

(村田委員) スルト天然ノ占有ト云フ彼所モ天然ト云ハレナクナル天然ノ占有ト云フ事モ當リ前ト云フ事ダ前ニ天然ト云フ事ハ云テアルカラ原案デ宜シイ

(尾崎委員) ソンナ馬鹿ナ奴ハアルマイ時計ヲ買テ鐘ガ付カヌ人造ダナゾト云フモノハアリマスマイ時計ニ鐘ノ付ノハ當リ前ダカラネ

(清岡委員) 天然ノ附屬物ト云フト原書ハ天然ト云フ字モ廣ク使ヘルカラ宜シイ日本デハ字ニ付テ意味ガアルカラ種々ニ譯スノダロウガ日本デハ天然ト云フ場合モアル又往ケナイ場合モアルガ之ハ往ケナイ場合デス、ダカラ日本ノ文字ヲ見ルト定義ガアルカラ文字ノ上デ無茶苦茶ニ使テハナイ定義ニ反スル様ナ字ヲ使テハ往カン

(南部委員) 天然自然ト云フノデス

(清岡委員) 自然トシテ置キマシテハ如何デスカ

(栗塚報告委員) 報告委員デモコウ云フ様ヒハアツタノデス、當リ前ニ付テ居ルベキモノダト云フ丈ケニ限ルハ宜シイガ天然ノ附屬物ト云フト是非天然ナケレバナラン、アレモナケレバナラント云フト出サセルト甚ダ困ル事ロナケレバ又分ル

(松岡委員) ナイ方ガ宜シイダロウ

(清岡委員) 不安心デス

(南部委員) 副テハ危クハナイカ

(村田委員) 之ハ副レマイ

(栗塚報告委員) 佛蘭西ニハ必要ナルトアリマス必要ナル附屬物トアル必ラズナケレバナランモノデ時計ニハ鐘ガナケレバナラン一家ニハ鐘ガナケレバナランソレヲ書イタノデアリマス

(松岡委員) スルト時計ヲ遺ルト云テモ鐘ヲ損シテ居ルナレバ、



ナイ形リテ相續者ハ補ハナケレバナラン

(西委員) ソコハ却テ天然ノ方ガ宜シイデシヨウ

(尾崎委員) 自然デハ何ウデスカ

(村田委員) 自然トシテ宜シイデシヨウ

(松岡委員) ソレガ宜シイ

(栗塚報告委員) 此所丈ケハ自然トヤリマシヨウ

(西委員) 自然ト云フノハ當リ前ト思フテ居レバ宜シイ

(栗塚報告委員) ソウデス、ソレカラ終リノ項ノ「若シ證據ガ解

除ノ條件附ニテ爲サレ且其條件カ云々」トシテ「且」ノ一字ヲ加  
ヘマシタ

(委員長) 終リノ當事者間ト云フノハ

(南部委員) 遺囑者ト受囑者トト云フノデス

(委員長) 其他ノ者モ遺入テ居ルノカ

(南部委員) 遺囑者ノ相續人ニナル

(委員長) 當事者ト云フノハ其他ノ者モ遺入ルノダロウ

(南部委員) ソレハ遺入リマセン

(尾崎委員) 他ノ關係ハアリマスマイ

(松岡委員) 矢張り他ノ方デス

(南部委員) 他ノモノデハ御座リマスマイ矢張り二項目ノ受囑者  
ト云フノト對シテ居ルノデス

(松岡委員) 實際ハ何モ出テ來ンナ、遺囑者ノ相續者ト一方受囑  
者其相續人其相續人數人ニ行カレルカ知ラント云フ所カラ何カナ  
シニ約メテ當事者トヤツタノデシヨウ

(尾崎委員) 宜シイ

(委員長) 宜クハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「天然ノ附從物」トアルチ「自然ノ附從物」トシ其他

ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第六百四十八條朗讀ス

第六百四十八條 不動産ノ受贈者ハ遺贈者カ遺贈後ニ土地又ハ建物ニ付テ爲シタル得取ヲ利セス其土地又ハ建物カ不動産ニ聯接シ又ハ不動産ノ利用ヲ改良スルニ供ヘラレタルトキト雖モ亦同シ但受贈者ノ爲ノ更ニ遺贈處分ヲ爲シタルトキ又ハ其得取シタル物カ新ナル圍障若クハ分界ノ取拂ニ因リ遺贈者ニ因テ不動産ニ合体セラレタルトキハ此限ニ在ラス(第一千十九條第一項)贈遺セラレタル土地ニ第三者ノ爲シタル建築及ヒ補付ニシテ遺贈者ノ得取シタルモノハ常ニ遺贈者ニ因テ贈遺物ニ合体セラレタリト看做サル

右ノ外上ノ第二章ニ規定シタル如キ附添又ハ合体ノ場合ニ付テモ亦同シ

民取十ノ一四

(修正) 第一項左ノ如ク修正ス

不動産ノ遺贈者カ遺贈後ニ得取シタル土地又ハ建物ハ總令其不動産ニ聯接シ又ハ其不動産ノ利用ヲ改良スルニ供ヘラレタルトキト雖モ其受贈者ヲ利セス但受贈者ノ爲ノ更ニ遺贈處分ヲ爲シタルトキ又ハ其得取シタル物カ新ナル圍障ノ設置若クハ分界ノ取拂ニ因リ遺贈者ニ因テ不動産ニ合体セラレタリト看做スヘキトキハ此限ニ在ラス

(栗塚報告委員) 初項ノ「受贈者ハ」ノ四字ハ翻譯テ消ヘマスツレカラ「亦同シ」ノ三字カ消ヘテ「受贈者ヲ利セス」ト直リマスソレカラ修正ハ不動産ノ遺贈者ガ遺贈ノ後又ハ建物ニ爲シタル丈ケハ制リマシタ遺贈ノ後得取シタル土地又ハ建物ハ總令其不動産ニ聯接シ又ハ其不動産ノ利用ヲ改良スルニ供ヘラレタルトキト雖モ受贈者ヲ利セス云々トシマシタ

(松岡委員) 之ハ宜シイ

(栗塚報告委員) ソレカラ一項ノ「圍障」ノ下ヘ「設置」ノ二字  
ガ導入リマス之ハ若クハ分界ノ取拂トアルト圍障ノ取拂ト雖モ讀  
ムカラデスソレカラ「合体セラレタリト看做スヘキトキハ此限ニ  
在ラズ」トシマシタ

(今村報告委員) 此條ニハ私ハ少シ意見ガアリマス報告委員デノ  
論ハ纏リマセンカラ一ツ修正説ヲ持出シマス、此條ハ前條カラ續  
ケテ來テ物ノ改良ヲ物ヲ遺タ後改良シタ時分ニハ改良ハ理窟ニ於  
テ當リ前ノ假令バ地面ニ依テ大變肥料ヲヤルトカ云フノデ地面ガ  
肥ヘタト云フノト地面ノ方ガ合体シテ層ルカラ肥ヘタ丈ケノ物ヲ  
引ト云フ事ハ理窟上出來マセンケレトモ改良ノ中又地面ヘ家ヲ建  
タノモ地面ノ改良樹ヲ植ヘタモ改良デアリマスソレカラ其方デナ  
クシテ疏通ナレバ疏通上家ノ方ノ物ノ改良スル事モアリマシヨウ

前條ノ改良スル爲メニ金ヲ費シテモ返サレシ偶々賣フト前條ニ原  
則ヲ定メタカラ此條モ出タガ一項ヲ見ルニ土地其物ヲ改良シタノ  
デナクシテ隣リノ物ヲ以テ使タモノヲ云フノデ例ヘバ三番地チヤ  
ツテ居ル四番地ヲ買受ケタトソレデ買受ン前ハ他人力持テ層ルカ  
ラ垣モアル之ヲ買受ケテ假令バ一方ニ「ビール」ノ製造者ニナル  
ト狭イカラ四番地ヲ買込ンド垣根ヲ取テ除ケタ、ソレバカリデハ  
隣リノ地面ヲ合セテヤツタモノトハ云ハレン、原案デ見ルトソレ  
バカリデモ合セテヤツタモノトナルノデ中ノ垣根ヲ取テ除ケタバ  
カリデ合体セラレタルトキハ此限ニ在ラス」ト書イテアルソレチ  
看做スヘキト改メルト云フ様ナ都合ガ實ニソレモ云ヒタクナイト  
思フ別段遺言シテ遺ルト云フ處分シタトキハ此限ニ在ラスト云フ  
之ハ無理ナ話デ圖ヲ取テ除ケ又ハ跡カラ圍ヒ込ダト云フ様ナ事  
ガ合体セラル、之モ遺テ不動産ニ合体セラレタルトキハソウ云フ

事ヲシテ界ヲ取テ除ケレバ則チ合体スルトナルノデ遺ル積リノモ  
ノガ法律ニ看做サレテハ困ル殊ニ常人ハ死テ後ノ話ダカラ遺ル積  
リデナカツタト云フ明カナ證據ガアレバ取ラル、カモ知レン常人  
ハ死テ仕舞テ遺ル積リデナカツタト云フ證據ハ立證シ且所有權ハ  
默テ居レバ人ニ遺ンモノト見ナケレバナラン遺ルト法律ニ云フト  
キハ證據ヲ補ヘナケレバナラン遺ルモノト看做サレン原案デハ國  
ヲ取テ除ケタハ遺ル考ヘト法律ガ看做スノデソレハ一般人情ニ背  
クカラ率口私ハ之ヲ反對ニ書キタイ今一ツ二項ハ尙ホ困ル、私ノ  
地面ヲ人ニ遺テ他人ガ家ヲ建タ其家ヲ私ガ買タトキ此前登記ニ地  
面ハ遺言書ニ遺ル事ハアルガ家ハ遺ラント云フカ書イテ置ント默  
テ居ルト家モ取ラル、理窟上カラ云フト土地ニ家ヲ建ツルハ土地  
ニ合体シ又家ハ土地カラ離レテ論スル事出來マセンカラ土地ト家  
ト合体ノ理窟ハ宜シイガ日本今日ノ有様ハ家ノ持主ト土地ノ持主

ト違フ其中ニモ東京杯ハ最も多キ所デ家ヲ買フニハ法律ニ依ルト  
地上權先買權デ買カモ知レン又向ウガ地代ヲ拂ハンデ取ルカモ知  
レン必ラズ家ハ遺ランモノト書ント取ラレテ仕舞ト云フハ日本ノ  
慣習ニ背ク又日本普通ノ慣習ノ反對デアリマス併シ理窟ニハ違ヒ  
ナイカラ二項ヲ反對ニ書イテ建物植付物ガアツテモ特ニ遺ラヌト  
云フ證文ガナケレバ遺タモノトセント反對ニシタラ宜シイ、スレ  
バ遺度イ云フ人ハ書イテスレバ宜シ默テ居タラ遺ント云フ事ニシ  
テ宜シイ此法律ニハ默テ居ルト遺ルトナルカラ、前條ハ原則ヲ擧  
ゲテ改良シテモ改良ハ付ントアリマスガ土地ニ家ヲ建ツレバ合体  
ハ免レマセンカラ二項ヲ刪除シテモ同ジナル結果デアリマスカラ  
置イテ之ヲ反對ニ書キ一項ノ物品カラ先ハ刪除シタイ

(栗振報告委員) 受囑者ヲ利セスハ當リ前ダカラ宜シイガ困難ヲ  
設ケタトカ分界ヲ毀タトカ云フ丈ケデ以テ初メニ遺ランモノヲモ

道入テ仕舞テハ困ル遺タモノト看做スノハ否ト云フカ

(今村報告委員) 假令バ三番地ニ住テ居ル四番地ヲ買テ我ガ物ニスレバ圖ヲ置クノハ無駄ダカラ取テ除ケルハ當リ前ナ話ソレテ除ケタカラト云フテ四番地モ遺タモノト法律ガ看做スノハ無理ナ話デアリマシヨウ

(村田委員) 併シ合体カラ所有權ガ付クカラアレカラ出タノダロウ

(今村報告委員) 理窟上ニハ異論ハ言ハヌ法理ヲ云フニハ宜シイガ實際不都合ダカラ

(松岡委員) 少し遺シテ置度氣味ハアル

(栗塚報告委員) 合体セラレタルモノト看做ス事ガ出來ルカ否ヲ論シテ合体セラレタトキヨリモ看做ス事ガ出來ルカ否ガ分ランカラ看做スヘキト云フ點ヲ付ケタノデアリマス

(今村報告委員) 原案デハ合体ニナルノデアリマス一項ハ報告委員ノ修正デ看做スベキ位ヒデ宜シイデシヨウ二項ニ於テハ反對ニ明言シタイ

(栗塚報告委員) 起案者ニ問フタガ答ニハ前條デ以テ遺囑者ガ贈遺物ニ受ケシノ又ハ意外ノ事若クハ不可抗力ニ因リ云々受囑者ヲ利セストアル此原則カラ改ノル事ハ出來マセント云フノデス

(今村報告委員) 其原則ガアルカラ默テ居ルトモソウナルノダカラソウ往カン様ニ反對ノ明文ヲ掲ゲタイ原則ニ對シテ取り除キテ掲ケタイノデアリマス

(松岡委員) 第三者ノ爲シタルト云フノハ

(村田委員) 遺囑者ノ物ニナツテ買受ルカ譲リ受ケルカシテ仕舞テ居ルノデシヨウ此理窟ハ宜シイ

(松岡委員) スルト土地ノ遺囑ヲシテ置テソレカラ先ヅ貴様、己

レガ死ダラ彼ノ地面ヲ遺ルゾヨト言テ其地面へ餘所ノ借地人ガ家  
ヲ建テ置イタ其家ヲ親父ガ買込ンダソウシテ黙テ居タト云フトソ  
レガ持テ行クト云フカ

(今村報告委員) ソウデス、ソレハ理窟カラ云フト仕方ガナイ不  
動産ハナシ、土地ニ合体シテ居ルカラデス

(栗塚報告委員) 土地ト家ト離レタ國ナラ宜シイガ然ルニ日本ハ  
離レル國デスカラネ

(村田委員) 併シ此民法デハ離レヌノデス

(松岡委員) 黙テ居レバ仕方ハアリマスマイ只相續人ノ名前ニセ  
ラレタラ性カヌ

(南部委員) 何ウモ理窟ハ仕方ガナイ

(清岡委員) 日本ノ遺囑法ハ何ウ云フ理窟ニナルカ知レンケレト  
モ今日ハ遺囑モ何モナク親父ガ死ネバ總領息子ガ取ルト云フナレ

バ宜シイ相續人タル息子ガ取ト云ノガ今日ノ慣習風俗デアリマス  
ソコデ其人ノ次男ニ土地ヲ遺テ終ル後建タ家ハ後ニ買フテソウシ  
テ親父ガ死ダト云ヘバ別段ニ土地ヲ遺テ居ルカラ相續人ハ何トモ  
言ヘヌガ明言シテナイト相續人ガ取ルト云フニナルノデソレテ之  
ハ言テ置ンデハ相續人ガ取レヌト云フ事ニスルノハ餘程反對シタ  
話デ言テ置ンデハ相續人ガ取ルノハ當リ前ダ贈遺シタ者ハ即チ土  
地デアリマス之ハ特別ニ明言シテ贈遺シテアルカラ素ヨリ離モ取  
ル譯ニハ往カンガ特別ノ明言ガナイトシテ見レバ普通相續人ハ一  
般ノ相續ダソレハ反對ニナイ言テナケレバ餘所へ取ラルルトナツ  
テハ全デ反對シタ話デ何ウモ之ハ餘程關係ガアリマス

(南部委員) 併シ理窟カラ云フト六ヶ敷、第六百四十七條ヲ見ル  
ト遺囑者ハ改良シタ物ヲ無論受囑者ヲ利スノデソコデ私ガ地面ヲ  
改良シテ日ニハ直グ受囑者ノ利ニナルノデソレカラ土地ニ家屋ヲ

建ツルニハ一ノ改良ト見テアル前ノ土地ニ自分ノ家ヲ建タトキハ  
何ウカト云フト第六百四十七條ノ第二項ニ依テ土地ハ借囑者カラ  
受囑者ヘヤツタ事ナレバ自然ニ家ガ付ノハ當リ前ノ話デ、スルト  
何ウモソレト理窟ヲ合セナケレバナラン  
(今村報告委員) 理窟ニ於テハ一言モナイ  
(清岡委員) 家ヲ建タモノチ土地ヲ改良シタト云フ事ニ見ナケレ  
バナラン譯カ

(今村報告委員) ソウデス、ソレカラ來テ居ル此規則デアリマス  
(清岡委員) 甚ダ困ルネ、土地ト家トハ素ヨリ各別ナモノデ土地  
ハ總テ土地ニ關スル權利義務、家ハ家ニ關スル權利義務デ別々ニ  
ナツテ居ル、ダカラ土地ヲ改良スルト云ヘバ家ヲ建テ土地改良ト  
云フハ何ウモ、成程良イ家デモ建テ見レバ良クナルカハ知レンガ  
打毀セバ素トノ土地ダカラ家ヲ建タガ土地ノ改良ト云フノハ無理

ナ話デス

(南部委員) 土地ノ改良ト云フノハ尤モナ話デ日本デモ耕地ガ宅  
地ニナレバ改良デスカラネ改良ニハ違ヒナイ

(清岡委員) 宅地ニスレバ樹木ヲ置カナケレバナラン譯ダカラ地  
所ハ良クナルガ土地ニ付タモノデソレデ日本デハ土地ト家トハ別  
々ニシテアル、一所ニシテナイ、スル事モ少カラソレニシテ  
モ總テ政府ノ處分上土地ト家屋トハ違フ

(栗塚報告委員) 其論點ガ明瞭ニナリマシタ事ナレバ私丈ケデ修  
正チ出シタイ、得取シタモノハ常ニト云フチ反對ノ明言ナキトキ  
ハトシテ借囑者ニ依テ合体セラレタリト看做サレ、スルト借囑ス  
ル人ハ家ハ遺ル積リデハナカツタ土地丈ケト思タナラ一寸注意チ  
惹起ス爲メニシテハ如何

(村田委員) ソレハイランデシヨウ

(南部委員) 入レルガ宜シイデシヨウ

(清岡委員) 第六百四十七條デスホ遺囑者ガ贈遺物ニ受ケシメタ改良又ハ損壞ハ受囑者ヲ利シトアルガ無論土地ヲ遺ルト云フトシテ置ケバ土地ハ千圓ノ宅地ヲ指シテモ總テ之ハ遺ラナケレバナラ  
ン譯カ

(今村報告委員) ソウナル

(清岡委員) 其トキ別段家ハヤラントハ云ヘンカ

(今村報告委員) 言ヘマス云ハヌト往カンノデ黙テ居ルト法律デ  
ヤラレテ仕舞

(栗塚報告委員) 此所モ其道理ダカラ遺囑者ガ言フト言ハヌト遺  
ルゾヨト云フ注意ヲ惹起ス爲メ今ノ修正ガ宜シイデシヨウ

(清岡委員) 言ハントヤレルト云フト言フタ者ハ大迷惑デ土地ノ  
改良シタ者ハ即チ受囑者ヲ利スダカラ土ノ流レタチ石ヲ築留メ良

クナツタ受囑者ハソレ形リテ受ケテ居ルダカラ即チ利スノデ、所  
ガ私ガ築タカラ石崖ハヤルマイト云フト困ツタモノデス

(今村報告委員) ソレナレバ拋棄シテ仕舞ヘバ宜シイ

(清岡委員) 土地ニ付タソウ云フモノハ即チ、モウ動スベカラザ  
ルモノデアルカラ利ヲ受ケルハ宜シイガ若シ遺ラント云フ事ガ言  
ヘルトナレバ賣タ所ガ効用ノナラン様ニナル

(今村報告委員) ソウ云フ呉レ方ナレバ受諾セン

(清岡委員) 若シ假令バ家ヲ建テ此家ハ遺ランゾヨト云フト言テ  
モ効ガナイ自分ガ土地ヲ賣ヘバ目論見モアツタロウガ其中ニ親父  
遺囑者ガ家ヲ建テ此宅ハ遺ラヌト云フテ死ダラ其爲メニ利益ハナ  
イカラ取テ除ケ己レノ土地ダカラ家丈ケ取テ除ケト相續人ニ對シ  
テ言ヘルカソレハ言ヘヌデシヨウ

(今村報告委員) 親父ノ處分ダカラ仕方ハナイ賣人ハ迷惑デ自分



ガ損ヲスル位ヒナ異方ナレバ受ケヌマデ、ス

(清岡委員) オカシナモノデスネ

(今村報告委員) 遺囑ハ遺人デ考ヘテ遺ルノダカラ死テ後ハ家ハ遺ン地面ヲ遺ルト云フソレヲ遺ルニハ是々ノ義務ヲ負ハセルト云フカモ知レン或ハ地面ハ既ニ抵當ニナツテ居ルトカ云フ場合、ソ  
ンナ場合ニハ地面ハ取ラレテ仕舞カラ詰リ自分ガ不利ト思ヘバ受  
ケヌ迄デス

(清岡委員) 不利益ナレバ受ケヌガ併シナガラ親父ガ次男ニ遺ルト云フ事ハ随分世間ニモ澤山ダガ親父ガ家ヲ継テ死ヌル其次男ガ家ヲ賣タ甲斐ガナイ

(栗塚報告委員) 然カモ次男ノモノサヘモ總領ノ金時計モ遺レト云フ事ハ今迄アルニハ違ヒナイ人ノ物ヲ買テ遺レト云テモ仕方ガナイ之ハ理窟ハ宜シイデシヨウ

(松岡委員) 家ヲ不動産ト云フニ定ノタカラ日本ノ家ハ動力ヌカラ取レヌト云ヘバ宜シイガ不動産トシテハ何ウモ仕方ハアリマス  
マイソレハ裏カラ防グカ

(栗塚報告委員) ソレモ同意ハ出来マセンノデソレデ注意ヲ起サ  
スル爲メニシテハ何ウデスカ

(今村報告委員) 合体ト云フ事ハ何カ證據ガナケレバ合体ニハナ  
ラン

(松岡委員) 修正ガ宜カロウ

(清岡委員) 所ガ、ソウナツテ來ルト此條デハ宜シイ六百四十七  
條ヘ以テ來タ所デ反對ノ明言ナキニ於テハトハ云ヘヌネ

(村田委員) 私ハ原案ガ宜シイ

(栗塚報告委員) 六百四十七條デ合体此所モ合体ト看做ス併シナ  
ガラ日本ノ家ハ土地ト別々デアルカラ氣ヲ付ケヨト云フノデス

(清岡委員) 當然合体セラルルト看做サルル謂ニナルカラ明言スル杯ハ言ヘヌ

(栗坂報告委員) ソレダスト相續人ガ當惑スル事モアル又遺囑者カラモソウ云フ積リデナイカモ知レン、ダカラ日本デハ反對ノ明言ナキニ於テハトシテ宜シイ

(村田委員) 今村君ノ説ハ老婆心ナノデ併シナガラ民法ハソウ云フモノデハナイ

(松岡委員) 地所バカリノ事ヲ言テアツテ當リ前ノ家ヲ建テアレバ附從物ト看做スト云フト此條ヘ次デ第三者買受タモノハ矢張り家ハ附從物ト云ハナケレバナラン

(清岡委員) ソウナルカラ遺囑者ニ依テ合体スルト云ハナケレバナランスレバ明言シタトキハ何ウカト云フト何ウモ辨カンナ

(松岡委員) 息子ニ地所ヲ遺タ、家ハ外ノ人間ニ遺ルト云フト家

ヲ賣タ人間ハ地面ヲ賣テ居ル人ニ地代ヲ拂テ居ル様ナ事ニナル明言ガナケレバ家モ付テ行テ仕舞

(清岡委員) 仕様ガナイトナツテ見レバ大体ノ筋ハ此通りスルヨリ仕方ガナイ

(松岡委員) 實際人ノ意想ガ違ウカラ注意シテ置クト云フノガ宜シイデシヨウ

(清岡委員) 之ハ能ク分ツタラバ、五、六十年モ行タラコウ云フ謂ソウ云フ謂ト感じタスレバ宜シイ、若シコウ云フ様ニスルトソレコソ論ヲシテ始メテソウカト氣ガ付ク様ナ謂デアリマスカラ裁判所デ其通り裁判セラルルト非常ナ事ガアリマスネ

(今村報告委員) 裁判所ハ間違ハヌケレトモ人民ハ研究シナイカラ困ル

(清岡委員) 人民ハ思フ謂ガナイ、土地ヲ遺タラ家モ取ラルル杯

ト云フ事ハ往カン

(松岡委員) 地面持ガ地面ヲ遺ルト家ハ何トモ言ハヌデシヨウ

(栗塚報告委員) 通りノ榊原ノ近所ニ地面ヲ持テ居ルスルト地面ハ他人ニ遺ル土蔵ハ總領ニ遺ル家ハ甥ニ遺ルト考ヘテ居タ併シ別段書イテハ置カン、榊原ノ土蔵遺リノ家ハ甥ニ遺ルゾレカラ地面ノ方ハ某ニ遺ルト思テ居タ、所ガ地面ヲ素トヤツタカラ家モ付テ居ルト云フカ宜イト云フノデスネ斷リテ云テ置ケバ宜シイデシヨウ

(松岡委員) 斷リテ置タガ宜シイ榊山コウ云フ事ハアリマスマイト思フ

(栗塚報告委員) 西洋ニハ少イガ日本ニハ土地ト家ガ別々デスカラ多イデシヨウ

(松岡委員) 地面ノ事バカリ云フ事ハナイ

(栗塚報告委員) 第三者ハ遺囑者ノ得取シタノダカラ初ノ地面バカリ以テソコガ借地人ガ家ヲ建テ地主ガ家ヲ買込ンダトキダカラ

(松岡委員) ソレダカラ實物ハナイダロウ

(村田委員) 私ハヤツテ居ルガ家賃ガ滞テ仕舞カラ家ハ私ガ賣渡タ事ガアル

(栗塚報告委員) 其トキ貴君ハ土地バカリ遺ロウト思テ居タガ家モ付クカラネ

(村田委員) 遺囑者ノ意ハ分ラヌカラネ主タル物ノ移付ハ從タルモノノ移付ダカラ解釋スルヨリ仕方ガナイ

(松岡委員) 實際ソウ云フ事ハ多クアルモノデハナイ

(委員長) 黙テ居レバ大概遺ルノデス

(尾崎委員) ソレ程怖ヒモノデハナイ

(南部委員) 概ノヨウデハナイカ

(松岡委員) 一項ハ異論ハナイデシヨウ

(尾崎委員) 私ハ修正ガ宜シイ

(村田委員) 私モ修正ガ宜シイ

(松岡委員) 二項ハ何ウカ私ハ反對ノ明言ナキニ於テハト云フ之ヲ加ヘテ宜イト思フ

(西委員) ソレハ私モ同意

(村田委員) イラシヨウ

(南部委員) 私モ修正ガ宜シイ

(委員長) 修正ト原案トノ説ヲ論スルヨリ今村ノ説ハ採用スルカ否

(松岡委員) ソレハ往カヌ六百四十七條ヲ以テ天然自然ニ附從物ト云フ地面ヲ遺テ家ガ在レバ默テ家ガ行クノデアリマスカラ原則

デ仕方ガナイ

(清岡委員) ソウダガ附從物ト云フノハ必竟上ニアル地面ノ附從物ト云フモノ家ノ上ニ置トカ機械ニソレ丈ケノ道具ガ付トカ時計

ニ鍵ガ付トカ云フ様ナモノデ何モ角ニモ附從物ト云フ家ニテ看做スト云フハ何ウモソレニモ及バヌ土地ノ所ハ建物ハ家ノ義務ヲ盡

ス權利ヲ以テ總テ管理ニシテモ家丈ケノ事デアル又土地ニアル賃租ト云フモノモソウデス又交際上ニ於テモ土地ニ付タモノハ獨立シテ居リソレヲ四十七條デ附從物トシナケレバナラント云タカラ即チ附從物ト云フハ一概ノ論デ私ハソウ見ルニハ及バヌト思フ

(栗坂報告委員) ソレハ悉ラク此所デモソウ見ル方ハ次ノ項デシヨウ改良ハ受囑者ヲ利スト云フ方カラ云フノデシヨウ土地ニ建タ家ハ附從物ト云フハ僅カニ村田サン一人デシヨウ

(委員長) 其論ハ清岡サンノ持論丈ケニシテ今村ノ修正ヲ用ユル

カ否

(今村報告委員) 今一言申マヌ、先刻申タ理論ノ事ハ申マセンガ「ボアソナード」ニ関フタ事ヲ聞クニ地上權杯ハ往々ヤレルソウデ人ノ地面ノ上ヘ家ヲ建ツルハ、伯林杯ハ殆ントナイ同様ナ止メサセル様ナ法律ガ世話スルソウデ又ソレト反對ノ法律ハ和蘭院ニモアル日本ニハソウ云フモノガ多イカラト云フ獨リ地上權ハドクナモノカト云フト賃借權トハ全デ違ヒ所ニ持タ權デアリマス其地ノ家ト云フノハ付テ離レヌ、ダカラ地上權ハ不動産デナケレバナラン、付タ家ガ不動産デアリマス、所カラ地上權ハ一種ノ所有權ノ中ノモノデ地上權ト家ト合体スルガ家ト合体スルハ好マナイ、理論上ハ出來ヌト思フガ日本ノ此流義デ民法ヲ作レバ獨逸流義デハ出來マセンガ知レンガ日本ノ流義ナレバ出來ル地面ヘ家ヲ建タラ必ラズ屬スト云テモ家ハ合体シタモノト云フニハ及バヌト思フ

民取十ノ二五

(委員長) 上下ハ同ジ理窟ニナルノデシヨウ

(今村報告委員) 直接ト間接トノ違ヒガアルノデス

(清岡委員) 今村君ニ問ヒマスガ貴君ノ説ニスルト反對ニスルニ付テ承リタイガ若シ遺囑シタ後土地ハ晒地ヲ遺囑シテ土地ヘ遺囑者ガ家ヲ建テタカ成ハ又從前アツタ家ヲ土地丈ケテ明言シテ贈遺シタト云フ場合ハ何ウ云フ積リデスカ

(今村報告委員) ソレハ誠ニ困難デスガ家ヲ建タト云フ事ハ假令バ貴君ノ建タ家ヲ買フタト云フ事モ今一ツ樹木ヲ植ヘ付タト云フ事ト改良ト云フ點ハ變タ事ハアリマセン改良ト云フ理論カラ云フト變タ事ハナイ、私ノ云フノハ何所迄モ押シ廣メテ改良ト云フノガ漸次打毀ハレテ仕舞ハナケレバ牲カンノデスガ、ソウモ出來マスマイ

(栗塚報告委員) 詰リ今村君ノ説ヲ報告委員デ聞クニモ贈遺セラ

レタモノ土地バカリデ其家ハ自分デ種タナレバマダシモ人ノ種タ  
モノチ買フタト云フ事實丈ケデ土地ト家ト共ニ贈遺者ノ遺ロウト  
云フノハ種カナラント云フノデアリマス

(松岡委員) 後ノ地面ヲ遺テ置イテ種ラズ親父ガ種継シタノハ改  
良ダカラ仕方ガナイ家ハ在リノ儘デ何トモ言ハズ土地丈ケ遺ルト  
云フト地面丈ケ種テ居ルノデ若シ修繕チ加ヘタラソレハ何ウナル  
カ

(委員長) 地面バカリ明言シタラ家ハ遺ラン

(松岡委員) 地面ハ遺ルト云テアルト家ハ遺テナイノデス

(清岡委員) 付テ行クノダ家ハ遺ラヌゾト云テアレバ宜シイ、ソ  
レガナケレバ往カヌ

(委員長) ソンナラ今村サンノ論ハ贊成者ガ少イカラ採用致シマ  
スマイ、スレバ常デ宜シイカ又反對ノ明言アルトキハト云フチ入

レルカ否

(今村報告委員) ソウ云フ文句チ加ヘテハ法律ノ意味ガ分ラン

(委員長) 只法律ヲ讀ムトキ早ク氣ガ付ク位ヒデス

(村田委員) ナイ方ガ宜シイ

(松岡委員) 明言ト云フヨリモ明示ト云フ方ガ宜シイ

(委員長) 入レル方ガ多數ナラ入レル事ニシヨウ不同意ハ村田サ  
ン一人ダカラ、ソレカラ右ノ外上ノ第二章ト云フハ

(要報報告委員) 附添ノ所デアリマス詰リ合体ハ第二章デアリマス  
カラソレデ云タノデアリマス

(委員長) 宜ケレバ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第六百四十九條朗讀ス

第六百四十九條 若シ贈遺セラレタル物カ遺贈ノ前又ハ遺贈ノ後

遺囑者又ハ第三者ノ債務ノ爲メ抵當又ハ動産質トセラレタルトキハ相續人ハ引渡前ニ其物ノ負擔ヲ免レシムルノ義務ナシ但遺囑者カ相續人ニ此義務ヲ負ハシメタルトキハ此限ニ在ラス然レトモ若シ受囑者カ抵當權ヲ以テ訴追セラレテ追奪セラレ又ハ債務ヲ辨償スル事ニ強要セラレタルトキハ相續人ニ對シ擔保ノ求償權ヲ有ス(第一千二十條)

贈遺セラレタル物ノ移付ノ効力シテ贈遺ノ默示ノ廢權ヲ爲スモノハ此編ノ第二部第五章ニ之ヲ規定ス

(栗塚報告委員) 修正ハ第一項中但シ云々「訴追セラレ且追奪セラレ又ハ止テ得ス債務ヲ辨償シタルトキハ」ト改メマシタ、餘義ナク債務ヲ辨償シタト云フ意味デアリマス、大体ノ意味ニハ變リハアリマセン

(委員長) 止テ得スト云フノハ人カラ訴追セラレタ様ナ氣味ガア

レバ強要トシタ方ガ宜シイデシヨウ

(松岡委員) 追奪セラレハ宜ハレデ宜シイ強要セラレテト云フ今ヤラレテ居ル様ニ聞エハセンカ

(栗塚報告委員) 強要セラレタト云フハ今ヤラレタト云フニ見エルノデ、寺島ガ云フニ之ハ餘義ナクソレデ拂フタト云フトキハト云フノデス

(南部委員) 強要セラレテト云フ事ハ大分ニアルノデス

(栗塚報告委員) ソウデス強イテハ申マセン

(清岡委員) 債務ノ辨償ヲ強要セラレテ宜シイデハナイカ

(栗塚報告委員) ソレデモ宜シイノデス

(南部委員) 元ノ通りデ宜シイ

(村田委員) 元ノ通りデ宜シイ

(栗塚報告委員) ソレデハ止テ得ストスル修正ハ引キマス

(村田委員) 抵當權ヲ以テ訴追セラレト致シマシヨウ、動産質ト云フノガアリマスカ

(栗塚報告委員) アリマセン

(村田委員) 私ハ抵當又ハ動産質權ヲ以テト致シタイ前ニ抵當又ハ動産質トセラレタトキハ斯ウト云テ居ルカラ之ヲ承ケナケレバナラン英文ニハチャント承ケテ居ルノデス

(栗塚報告委員) ソレハ宜シイニハ違ヒナイガ動産質ト云フ事チ云ハヌカラツテモ動産質ハ強要權ニ道入ラヌカト云フ事ハナイ

(村田委員) 併シ道入ラヌト云ハレテモ仕方ガナイ

(栗塚報告委員) 先刻ノ利息ノ論ト同ジデス

(村田委員) 前ノ利息ノ論ト同ジデ入レテ置クカ宜シイ

(松岡委員) 入レテ置キマシヨウ

(村田委員) 英文モソウ書イテアリマス

民取十ノ二八

(委員長) 相續人ハ免レシムデ引渡ニハ及バヌト云フノカ

(栗塚報告委員) 左様デス

(松岡委員) 其替リ賃債ノ本体ハ自分デ拂ハナケレバナラン後チソレデ拂ハレタラ跡デ喰付カル、ガ知レン

(委員長) ソウ云フ譯ニナルカネ、是デ食事ニ致シマシヨウ

本條ハ第一項中「抵當權又ハ動産質權ヲ以テ訴追セラレ且追奪セラレ又ハ債務ヲ辨償スル事ニ云々」ト修正ス

于時零時十五分

午後一時二十分開會

(委員長) 始ノマシヨウ

○第六百五十條朗讀ス

第六百五十條 各箇ニ定マリタル物ノ贈遺ハ若シ其所有權力遺囑者ノ死亡ノ時ニ於テ之ニ屬セサルトキハ無効タリ(第一千二十一



條一

然レトモ若シ遺囑ニ遺囑者カ物ノ他人ニ屬スル事ヲ知リテ相續人ニ受贈者ノ爲ノ其物ヲ得取スヘキ義務ヲ負ハシメント欲シタル證アルトキハ相續人ハ右ノ得取ヲ爲サザレバ贈遺セラレタル物ノ評價額ヲ負擔ス

贈遺セラレタル物カ相續人ニ屬シテ遺囑其事カ指定セラレタルトキ常ニ遺囑者ニ右ノ意思アリト推定ス

(栗塚報告委員) 第三項「遺囑」ノ下ヘ「中ニ」ト翻譯デ導入リマスソレカラ第一項ハ他人ノ物ヲ贈遺シテモ無効ゾヨト云フガ本體デ併シナガラ相續人ニ向テ一人ノモノヲ遺レト云フノハ構ハヌト況ンヤ相續人ノ持テ居ルモノナレバ他人ニ遺テモ宜シイト云フノデアリマス

(松岡委員) 上ハ特定物ト云テアルカ

(栗塚報告委員) 全クソウデアリマス

(松岡委員) 特定物ノ贈遺ハト云テハ如何

(村田委員) 然レトモ若シ遺囑書ニト云フノデアリマセンカ

(栗塚報告委員) 矢張り書ト云フ積リテ御體下サランデハ遺囑ノ書ト云フ意味ニナル積リテ書イタノデス

(村田委員) 英文ニハ遺囑書ト充分ニ書譯ケテアリマス

(松岡委員) 最終ノ命令ト云フカネ

(栗塚報告委員) 或ル友人ガ古文書ヲ讀ベルニ日本ニハ遺文ト唱ヒ遺囑書ノ事ヲ如何ニ翻譯デモ日本ニ折角ニアル字ダカラ遺文ノ方ガ宜クハナイカト云フ說モアリマス英文デモ或ハ遺タ文ト書イタノガアリマス

(松岡委員) 遺書ト云フノハ即チ之ダナ

(栗塚報告委員) ソウデス遺文ノ行ハル、ハ封緘時分デアリマス

腹ノ裡ノモノヲ想像シテ書タモノデ封建時代ニハ流行タノデ、ソ  
レカラ調ベタガ獨逸ハ少イソウデ佛蘭西ニハ矢張り封建時代ニア  
ツタノデ何ゼナレバ憂レル主義デ私ガ死ダラ私ノ兄弟ガ來テ此物  
ヲ取りハシナイカト云フノデ綿密ニ財産ヲ書イテ置キ遺文ト云フ  
ノデ少シ其氣味ガアルノミナラズ遺囑書ト云フノハ可愛相ダカラ  
彼ノ者ヲ惠ムト云フヨリハ何方カト云フト私ノ相続人ニナル者減  
ス場合ガアルカラデス

(清岡委員) 其事ガ指定セラレト云フノハ何ウ云フ話カ

(栗塚報告委員) 遺囑セラレタ者ガ相続人ニ囑シテ遺囑中ノ人ニ  
遺テ呉レト云フノデス

(清岡委員) 遺囑セラレタ物ガト云フナレバ其事ガ指定セラレト  
云フノハ一寸ト云フト上ニ其義務ヲ負ハシメント欲スルヲ指ス様  
ニ見ヘル

(栗塚報告委員) 贈遺セラレタ物ハ相続人ニ囑シテ居テ而シテ遺  
囑ノ遺文ノ中ニ此物ハ相続人ニ屬シテ居ル人ニ遺テ呉レト書イテ  
アルトキハデス

(清岡委員) 其事ガ指定セラレト云フ事ハ一寸見ルト六ヶ敷イネ  
(栗塚報告委員) 相続人ニ囑シテ居ルノト書イテアレバデス私ガ  
金ノ時計ヲ誰某ニヤツテ呉レト書イテアルトキハデス其金ノ時計  
ハ御前ノ持テ居ル時計ト云フノデス

(松岡委員) 遺囑ト云フノハ相続人ノ耳ニ入ラントキダネ

(栗塚報告委員) ソウデス受囑モ勿論知ラントキデス

(松岡委員) 豈圖ランヤ妾ニ遺囑ダナ

(清岡委員) 遺囑中贈遺ガ指定セラレテ居ルナレバト見ナケレバ  
ナラン

(松岡委員) 物ヲ遺囑サレテ居ルナレバ知ラレテ居ルノデナケレ

バナラン

(清岡委員) 相續人ニ屬シタモノヲ遺囑シタ場合ニ於テハト云フ  
ノデス

(栗塚報告委員) ソウ云フト推定デハナイ

(清岡委員) 物ノ評價額ヲ負擔セシメルソレハヤラナケレバナラ  
ン若シヤレヌ場合ニハ評價額ヲ負擔セシメル意思デ行ト推定スル  
ノデス

(松岡委員) ソウデハナイ

(栗塚報告委員) 他人ニ屬ス物デモ買フテ遺レト前ニ云テ居リマ  
ス

(松岡委員) 右ノト云フハ遺囑カ種メタノデハナイ法律ガ其書ニ  
アルトキハ右カ左リカサセルト云フ判斷スル事ニナルノデス

(清岡委員) 判斷スルハ何カラト云フニ遺囑者ガ遺ルト云フ意思

ヲ檢束シテ逐ニ評價額マデ負擔サセル事ガ出來ルソレデ意思ヲ檢  
束サセル法律デアリマスカラ當ニ意思アリト云フノハ物ヲ遺ルニ  
ハ當然若シ遺ラントキハ評價額ヲ負擔セシムルト云フ迄行ク前項  
ト同様ニスルト云フ旨意デアロウト思フ

(松岡委員) 貴君ノハ評價額ニ係ルトキバカリニナルカ

(清岡委員) 物ヲ遺レバ當リ前ノ話デ前項デハ遺ル事ガ出來ヌカ  
ラ評價額ヲ取ラル、ノデ物ヲ遺ラントキハ評價額迄モ遺ルト云フ  
事ニナルノデ即チソレハ遺囑者ノ意思ヲ檢束スルヲ示シタノデス  
(尾崎委員) 一体ハ相續人ノ所有ニ屬シテ居ルモノデモ遺囑書ニ

アレバ矢張り贈遺シタモノト推定スルト云フ丈ケデ上ノハ人ノ物  
デモ買フテモ遺ラナケレバナラント云フノダ

(栗塚報告委員) ソウデス、一項ニソウ書イテアリマス一項デ以  
テ他人ノ物ヲ遺ル事ハ出來マセンソレデハ何ウシテ遺ルノカ相續

人ノヲ買フテ遣レバ宜シイ爲スノ義務ニナルト云フヲ買ハセル事  
 ガ出來ル、報告委員デハ斯ウヤツテ置キマスカト云フノデ、末項  
 ハ删除シテハ何ウカト云フテ起案者ニ問フニ人ノ物ヲ買フテサヘ  
 遣レト云フノデナイ然ウシテ見ルト相續人ノ持テ居ル物ハ遣ル事  
 ガ出來ル、スレバ他人ノ物ヲ遣ント云フデハナイカ相續人ノ家ハ  
 相續人ガ持テ居ルカラ遣レヌデハナイカト云テヤツタラ、否ナレ  
 バ相續ヲ承ケヌ丈ケダ拋棄スレバ宜シイト云フ  
 (松岡委員) 其意味ダロウト思フ併シナガラ、ソウスルト相續人  
 ニ屬シテト云フ指定ハ他人ノ所有物ト云ハナケレバナラン  
 (栗塚報告委員) 即チ他人ニ屬シテ居ルモノデス  
 (尾崎委員) 之ハ相續人ニ屬シタ物ダ  
 (村田委員) 末項ハナイ方ガ宜シイ  
 (南部委員) ソコハ考ヘテ見ナケレバナランネ二項カラ先ニ論ジ

民取十ノ三二

ナケレバナランガ二項ハ買フテ遣レト云フノハ何ウ云フ譯ケカ  
 (栗塚報告委員) 爲スノ義務デス  
 (松岡委員) 之ハ今千圓ノ相續スルニ其中カラ三百圓ノ地面ヲ買  
 テ渡セト云フナレバ宜シイ後ニハ相續人ニ屬シテダカラ相續人ハ  
 關係持タヌトナリハセンカ  
 (南部委員) 是非相續スルノダカラ只物ハ其相續人ニ屬スダロウ、  
 品物ガ屬ス其モノチ云フノデシヨウ  
 (松岡委員) ソウデハナイ  
 (栗塚報告委員) ソレナレバ遺囑中ノ物ダガソウデナイ  
 (尾崎委員) 人ノ物ヲ買フテモ遣ラナケレバナラント云テ買フテ  
 遣ルモ相續人ハ財産ヲ受ケタ丈ケヲナクスナラ宜シイガ相續人ガ  
 當リ前持テ居ル物ヲ取ラル、モ同ジニナル  
 (村田委員) ソレハ違ウネ

(栗塚報告委員) 相續カラ得タ物バカリト云フ意味デハナイ

(西委員) 別ノモノデシヨウ

(南部委員) 相續人が自分ノ持テ居ルモノヲ云フベキ譯ケハナイ、  
二項ハ何ゼカト云フト自分ノ相續シタ金ヲ以テ買フト之丈ケハ爲  
スノ義務ヲ負ハセシムル其替リ此丈ケハ相續スルト云フカラ續テ  
居ル

(栗塚報告委員) 起案者ノ説明ニスルト自分ノ物ヲ遺ルハ仕方ガ  
ナイ自分ノ持タヌ人ノ物サヘ買フテ遺ラナケレバナラン義務ガア  
ルカラ仕方ガナイト云フ一週ノ説明シテアツタノデス

(村田委員) 第二項ハ初ノ贈遺スルトキ相續人ニ遺レヨト云フノ  
ダカラ相續人が受ケナケレバナラン受ケルチ否ナレバ拋棄スルガ  
宜シイ

(松岡委員) 相續人が先ヅ伯父カラデモ正宗ノ刀ヲ買テ秘藏ニシ

テ居ル親ガ妾カ可愛トカ子が可愛トカ云フ時分得續サスル時分兄  
ノ太郎ガ持テ居ル正宗ノ刀ハ明言ナクシテモ遺レル話デス

(南部委員) 悪イ例ヲ擧ゲテハ往カンカネ、併シ之ヲ刪除スルト  
何ウナルカ相續人ノ持テ居ルモノハ出來マセント云フモ不權衡ダ  
ロウト思フ人ノ持テ居ルモノヲモ買フ事ガ出來ルニ自分ノ持テ居  
ルモノヲ出來マセント云フノハ權衡ガ悪イ

(尾崎委員) 權衡ハ同ジ事デシヨウ

(村田委員) イヤ違フ

(南部委員) 末項ヲ除キマシテ自分ニ金ヲ出スカ品物ヲ相續物ノ  
中カラ金ヲ取テ品物ヲ向ウヘ渡ス事ガ出來ルト云フ旨意ニ見ヘル  
之モ一理アルガ刪テ仕舞ト不權衡デス

(村田委員) ソレチ一項ノ他人ノ物ヲ云フト同ジデス

(清岡委員) 相續人ニ屬スト云フノハ相續シタ財産中ノ物デハナ

イノデスカ

(栗塚報告委員) 相続財産中ノ物デハアリマセン

(尾崎委員) 他人ノ物デモ買フテ遺レト云フタカラ其權衡カラダシヨウ

(委員長) 相続人ノ一向相続シタ物デナシニ自分デ得タ物ヲ遺ラレル様ニナルネ、私ハ相続シタ品物ト思フ相續シタ品物ダカラ前ノ所有者ガ遺ルト云ヘバ遺レルト云フノダロウト思フ

(松岡委員) 二三項ハ詰リ同ジ事ニナルノデス

(今村報告委員) 私ノオカシイト思フノハ法律ガ極ノ過ギルノデ第二項ノ様ナ事ヲ私ハ異論ハ致シマセンガ三項ノ如キハ相続人ガ持テ居ル物ヲ遺レト書イテアルトキハ是非金デ買テ遺ルト云フハ何ウモ極ノ過ギルト思フ

(委員長) 註ニハ他人ノ物トアリマス

(栗塚報告委員) 註ニハ立派ニ云テアリマス

(委員長) 相続人ニ屬シタト云フ其屬シ方ガ相續カラシテ相続人ニ屬シタノカ或ハ相続人ノ都合デ得タモノカ相続人ガ自己ノ得タモノマデ遺レト云フハ何ウカ知ラン

(今村報告委員) 自己ノ得タモノデモ仕方ハアリマセン

(委員長) 相續シタモノナレバ仕方ナイガ相続人ガ自己ニ得タ物マデ遺レト云フ事ハ出来マセン話ダロウ

(今村報告委員) ソレガ善ナレバ相續ヲ受ケナケレバ宜シイノダカラ免ル、道ハアリマス

(委員長) 相續ノ中カラ遺ルノハ否ト云フナレバ受ケナケレバ宜シイガ土臺相續シタ上ノ物デナイカラソレヲ遺レト云フハ何ウカ知ラン

(南部委員) スルト二項モ同ジデシヨウ

(今村報告委員) 詰り人ノ物ヲ遺ル事ハ出來マセンガ併シ相續人  
ヘ己レハ八兵衛ニ遺リ度イガ七兵衛ノ持テ居ル物ヲ買テ遺レト云  
フノダカラ、所ガ相續人ガ持テ居タトキハ意思ガアルト云フノデ  
スカラ

(委員長) 論理ハ云ヒ兼ネルネ

(今村報告委員) 私ノ親父ガ私ニ申付ケテ、貴様ノ持テ居ル時計  
ハ己レガ死ダラ離レニ遺レト云フトキハ聞ヘルカ其伯父ノ其伯父  
位ヒナ者ガ相續法ハドウナルカ知レンガ己レガ死ダラ今村ノ持テ  
居ル時計ヲ妾ニ遺レト云フカモ知レン

(松岡委員) 彼レモ長ク勤メタカラト云フダロウ

(栗塚報告委員) 實際ハコウ云フ事ダロウ、貴様ニ田地十町遺ル  
併シ林丈ケハ離某ニ遺レト云フ意味ダロウト思フ

(松岡委員) ソウダロウ

(今村報告委員) 末項丈ケヲ削除シテハ往カヌ

(南部委員) 刪ルナレバ二項トモ刪ルガ宜シイ

(松岡委員) 今ノ日本人ニコウ云フ事ヲ云フト妾ノ子バカリ可愛  
ガツテ遺ルヨウダナ

(清岡委員) 若シ評價額ガ澤山アルト折角相續シタ財産ハ皆賣テ  
仕舞ハネバナラン事ガ起ルカモ知レン

(今村報告委員) 有物ト負債ト調べナケレバ容易ニ受諾ハ出來マ  
セン

(南部委員) 受ケル物ト遺ル物ト差引勘定シテ足りナケレバ受ケヌ  
マデダ

(清岡委員) 實ハ妾ノ子ガ可愛カラト云フトキハ書遺テシテ死ネ  
バ相續人ハ表向立派ニ相續シテモ妾ノ子ニ皆取ラルル様ナ事ガ生  
ジテ來ル

(栗塚報告委員) ソウデス

(今村報告委員) 今ノ御話ハ此條デ起ルノデハナイ抑モ相續法ガ親父ガ遺言書デ遺ル義務ヲ負擔セシメテ死ルノ話デアリマスカラ他ノ義務ヲ指シテモ同ジデ妾ノ子ニ年々幾許カノ金ヲ遺レト言テ死デモ同ジデアリマス

(栗塚報告委員) 二項ハ金チャレト云フモ同ジデアリマス

(清岡委員) 貴様遺レト云フ、私ハ否ト云フカモ知レン一方ハ遺囑シテ貴様ハ某カラ貰ヘト云フト惣領ノ願六ハ知ランカラ相續ヲ立派ニシテ飛ンデモナイモノガ出タコウ云フ遺囑書ガアルト云フカラ其證據ヲ舉ケラレテハ評價ヲ負擔シナケレバナラン

(松岡委員) 半分ヨリ多クハ云々ト云フ事ガアル

(今村報告委員) ソレハ其方デ支配サル

(南部委員) 第六百四十九條方リカラ願ニ行クト理窟ハ仕方ガナ

イガ未燃ノ爲ノニハ刪ル方ガ宜イカモ知レン

(今村報告委員) 遺囑物ノ負擔サスルノデアリマスカラ効能ハアル他人ノ物ヲ直接ニ遺ルト云タラ効能ハナイ之ハ二三項ヲ刪テモ實際ハ此通りデス

(西委員) 刪テモ此通りデス

(今村報告委員) 不都合ト思フナレバ禁ズルノ明文ガナケレバナラン

(栗塚報告委員) 書カヌデ置クト金デスルノデ品物ヲ遺ルニハ及  
バヌ

(今村報告委員) 之デモ品物デナク金デ濟ムノデス

(村田委員) 末項ノ場合ハ徃クマイ

(南部委員) 受囑者ト云フモノハ受囑ヲ受ケル事ハ出來マセンゼ

(清岡委員) 某ニ家ヲ買フテ遺レト云フテモ買ヘナイト云ヘバ仕



方ガナイ即チ無効タルニナル

(尾崎委員) 錢ガナケレバ元來仕方ガナイ

(清岡委員) 此二三項ガアルカラ金ヲ遣ラナケレバナラン論モ出ルガ若シナイトキハ某ニ家ヲ買フテ遣レト言テモ必竟所有權ガ屬セサルトキダカラ無効デス

(今村報告委員) ソレハ買フノ義務ヲ生ズルノデス

(村田委員) 原案デ往クガ仕方ガナイ

(南部委員) 仕方ハアリマセン

(清岡委員) コンナ事ヲ書イテ置クト備イネ

(今村報告委員) 不都合ト思ヘバ禁ズル條ヲ掲ゲナケレバ刪テモ同ジデス

(松岡委員) 第三項丈ケハ刪テ置コウ直接ニコンナ事ヲ云ハンデモ宜シイ

(西委員) 三項ヲ刪ル事ハナイ

(委員長) 刪ルナレバ兩項トモ刪ラナケレバナラン

(松岡委員) オカシナ親父ガ出來ルト困ルネ

(今村報告委員) オカシナ親父ガ出來レバ刪テモ同ジデ只オカシナ親父ニオカシナ事ヲ爲スル事ヲ爲シテヤル方ニ近イカモ知レン

(尾崎委員) 私ハ原案

(清岡委員) 私ハ置キタクナイ

(村田委員) 先ヅ置サマシヨウ

(委員長) 宜ケレバ置イテ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第三項「遣囉」ノ下ヘ「中ニ」ノ二字ヲ翻譯ニテ挿入シ其他ハ原案ニ決ス

○第六百五十一條朗讀ス

第六百五十一條 第三者又ハ相續人自身ニ屬スル不動産ノ贈遺カ

有効ナル場合ニ於テハ相續人ヨリ受囑者ニ爲シタル讓渡ノ登記  
ヲ爲ス事ヲ要ス

第三百七十條ハ受囑者ト不動産ニ關スル物權ノ他ノ讓受人トノ  
間ニ於ケル優先權ノ規定ニ之ヲ適用ス

(松岡委員) 登記ト云フ事ガナイハ何ウ云フモノカ

(今村報告委員) 今ノ登記法ハ何ウセ改ヘナケレバナラン、物權  
ハ悉ク登記シナケレバナランデシヨウ

(松岡委員) 登記ハ一人デスルノカ

(南部委員) 相續人ガスルノデス

(村田委員) 相續人ハ矢張り受囑者ニ爲シト云フノハ相續人ト受  
囑者ノ間ニ於テ爲シタリト云フハ英國文ハ譲リ渡ノ登記ヲ爲スト  
アリマス

(栗塚報告委員) 讓渡ノ證書ノ登記トアリマス併シ同ジニナルノ

デス

(村田委員) 入レテ置イテハ何ウカ

(栗塚報告委員) 讓渡ノ證書ノ登記ヲ爲ス事ヲ要ストヤリマシヨ  
ウ

(南部委員) 先ノ條モ贈遺ノ證書ノ登記カネ

(今村報告委員) 六百五十二條ニハ證書ト云フ字ハ一向ヤリマセ  
ン

(南部委員) ナケレバ宜シイ

(松岡委員) 此方等ハ證書ニ證書ガアルト見ナケレバナラン

(委員長) 些ト私ニハ分ランガ第三者ニ屬スルト又ハ相續人自身  
ニ屬スル不動産ト云フトキハ第三者ニ屬シタトキナレバ相續人ヨ  
リ讓渡ヲ爲シタルモ分ルカ知レンガ、ニ爲シタトキハ移ラン様ダ  
(南部委員) 相續人ニ跡ヲ相續シテ居ルカラ

(委員長) 自分ガ相續人デ外ニ遺囑者ハナイダロウ

(南部委員) 第三者ニ屬シテ居ル、贈遺シタ場合ニハ何レ登記シマス

(委員長) 又カラ下ハ相續人自身シカナイデシヨウ

(南部委員) 相續シタ者ハ即チ自身ニ義務ヲ引受ケテ居ルカラ贈遺チ有効ニスル爲メニ讓渡ノ登記チスル

(委員長) 相續人ハ自身ニ屬スル不動産ノ贈遺ト云フハ

(栗塚報告委員) 前條ノ三項デアリマス不動産チ遺タラ是非登記セヨト云フノデス

(松岡委員) 何ウ云フモノデシヨウ登記ト云フモノニシテモ第三者ニハ一旦相續人ガ爲シテソレカラ受囑者ニ向テシナケレバナラシ其事チ一口ニ相續人ヨリ讓渡ノ登記チ要スト云フハ却テ第三者カラ受囑者ヘ直グヤルガ便利デシヨウ

(栗塚報告委員) 遺タトキハ未ダ第三者ハ知ランノデス兎モ角モ相續人ダカラト云フノデス

(松岡委員) 知ラナケレバ前條デ濟ンデ居ル此所ハ登記丈ケノ事チ云ヘバ宜シイ

(栗塚報告委員) ソウデ登記スル丈ケチ相續人ガチナケレバナラシ

(松岡委員) オカシイネ、登記スル事ダカラ云ハンデモスル、セント云フ事ハ一体登記法ト云フ事ガアレバ誰ガ何ウシテモシナケレバナラント云フ事ハ餘程オカシイ之チ云ヒ出スカラ跡ニ種々云ハナケレバナラン之ハ行ハレソウモナイガ私ハ刪除説デス

(清岡委員) イラン話ダネ

(栗塚報告委員) 併シ何ウデシヨウ、駄目押ノ條ガアルカラ之一ツ刪テモ宜シイトモ思ハレス又惡チ除イタトモ思ハレマセン只蛇

足ニ過ン位ヒデスネ

(松岡委員) ソウデス報告委員ガ云ヘバ補助デス

(委員長) 置クナラ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第六百五十二條朗讀ス

第六百五十二條 遺囑者ノ不動産ノ贈遺ニ關シテハ受囑者ハ相續人カ任意ニテ承諾シタル引渡ノ日ヨリ其日ヲ算入シテ十五日内ニ其贈遺ノ登記ヲ爲ス事ヲ要ス

若シ相續人カ贈遺ヲ争フトキハ引渡ノ請求ハ登記帳簿ニ抜書ヲ以テ之ヲ記入シタル後ニアラサレバ裁判上受理セラレス若シ又判決カ日後相續人ニ對シ爲サレタルトキハ其判決ハ最早控訴スヘカラサルモノト爲リタル日ヨリ其日ヲ算入シテ十五日内ニ請求書ノ縁邊附記ト共ニ其判決ヲ帳簿ニ登記スル事ヲ要ス

民取十ノ四〇

(修正) 第二項「若シ又」以下「其判決ハ」ノ上チ左ノ如ク改ム

若シ又相續人カ敗訴ニ歸シタルトキハ

(栗塚報告委員) 此所ハ意味ヲ採テ修正ヲ加ヘ第二項「裁判上受理セラレス若シ又相續人カ敗訴ニ歸シタルトキハ其判決カ云々」ト致シマシタ

(松岡委員) 此修正ハ妙デス

(村田委員) 「引渡」ノ上ニ物上權ト云フ字ハ御座イマセンカ

(栗塚報告委員) 御座イマセン

(清岡委員) 引渡ノ請求ハ登記帳簿ニ云々受理セラレストアリマスハ請求ヲ帳簿ニ記入スルノデスカ

(南部委員) ソウデス

(松岡委員) 第三百七十二條ニ例ガアリマス

(清岡委員) 故障ヲ言テ置クノデスカ

(南部委員) 是迄ノ故障、差留デス再ビ脇へ行カヌ様買フ者ニ心得サスルノデス

(松岡委員) 宜サ、ウデス

(村田委員) 其判決ヲ帳簿ニト云フハ係、工合ガ上ノ判決カ何之ヲ帳簿ニ登記ト云フノダカラ其ト云フト二重ニナル

(栗塚報告委員) 其判決ヲ之ヲト云フト報告委員デモ氣ガ付タガスルト縁邊附記ト共ニト云フ判決ガ違イカラデス

(清岡委員) 下ノ判決ハナイデモ宜シイデシヨウ

(南部委員) 二ツニ分テ居ルノダカラ精シク云テ宜シイ

(委員長) 其判決ヲ帳簿ニト云フ事ヲ之ヲト承ケタラ宜シイ

(栗塚報告委員) 少シ係リガ違イカラデス

(村田委員) 文例ヲ云フト之ヲト云フ方ガ宜シイ

(西委員) 二ツニ切テ讀ムト宜シイノデス

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第六百五十三條朗讀ス

第六百五十三條 其他ノ場合ニ於テハ贈遺ハ檢ホ條件ニ因テ停止セラル、トキト雖モ相續ノ開始ノ年内ニ之ヲ登記スル事ヲ要ス

(修正) 左ノ如ク修正ス

其他ノ場合ニ於テハ贈遺ハ相續ノ開始ヨリ一ケ年内ニ之ヲ登記スル事ヲ要ス尙ホ贈遺カ條件ニ因テ停止セラル、トキト雖モ亦同シ

(栗塚報告委員) 之ハ修正シテ「其他ノ場合ニ於テハ相續ノ開始ヨリ一ケ年云々」トシマシタ

(村田委員) 英文ハ總テト云フ字ガアル

(松岡委員) 前譯モ概ネソウデス

(栗塚報告委員) 二ノ事ヲ云テ居ルニ此翻譯デハ一ツ事ニナルカラ修正シタノデス

(清岡委員) 年内ハ年度内ノ事カ

(栗塚報告委員) 一ケ年内デアリマス開始ヨリ三百六十五日ト云フ事デス

(委員長) 之ハ論ハアルマイ、先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第六百五十四條朗讀ス

第六百五十四條 前條ニ定メタル期間ニ於テ登記ヲ爲サ、ルトキハ不動産ノ贈遺ハ其不動産ニ付キ物權ヲ得取シ且第三百六十八條以下及ヒ先取特權並ニ抵當ノ事項ニ於テ定メタルモノニ從ヒ其物權ヲ最初ニ公示シタル第三者ニ之ヲ對抗スル事ヲ得ス

(栗塚報告委員) 之ハ讀デ字ノ如クデアリマス

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第六百五十五條朗讀ス

第六百五十五條 合意及ヒ契約ニシテ法律ヲ以テ下ノ附章ニ其規則及ヒ効力ヲ定メタルモノ、外尙ホ各箇人ハ物權又ハ人權ヲ創造シ若クハ移轉シ又ハ改據シ若クハ消滅スル爲メ適宜ノ合意又ハ契約ヲ爲ス事ヲ得但如何ナル場合ニ於テモ公ノ秩序又ハ善良ナル風俗ニ違ハサル事ヲ要ス(第六條、第千三十四條)

無名ト稱スル此合意又ハ契約ハ第二編第二部ノ條例及ヒ有名契約ニシテ之ト最モ類似シタルモノ、條例ニ因テ管知セラル(第一千百七條)

(栗塚報告委員) 創造トアルハ「創設」「若クハ消滅セシムル爲

ノ適宜ノ合意即チ契約ヲ爲ス事ヲ得」ト第二項（無名）トアル「  
カツコ」ハ刪テ「又ハ」ハ「即チ」ト翻譯デ直リマス

（委員長） 此合意ト云フハ何ウカ

（栗塚報告委員） 此ト云フハ前ノ適宜ノ合意ト云フ此合意デアリ  
マス

（清岡委員） 適宜ニ定ノルトアルカラ無名トナルガ無名ト稱スル  
ハ甚ダ困ルネ

（栗塚報告委員） 之ハ無名ト名付ルモノデ第二編ハコウ云フモノ  
デ行クト云フノデス

（尾崎委員） 行キマシヨウ

本條ハ「創設」ハ「創設」「消滅スル」ハ「消滅セシムル」  
「又ハ」ハ「即チ」ト翻譯ニテ正ス第二項ノ（無名）ノ「カ  
ツコ」ハ刪ル

○第六百五十六條朗讀ス

第六百五十六條 生存者間ノ贈與ハ贈與者カ受諾スル受贈者ニ無  
償ニテ即チ對價ヲ受ケスシテ物權又ハ人權ヲ付與スル合意ナリ  
（第八百九十四條）

又贈與ハ贈與者カ受贈者ノ物ニ付キ有スル物權ノ無償ノ拋棄又  
ハ受贈者ニ對シテ有スル人權ノ釋放ヲ以テ成ル事ヲ得

（修正） 第一項「贈與者カ」ノ下「受諾」ノ上へ「其贈與  
ヲ」ノ四字ヲ挿入ス

同條第二項「物ニ付キ」ヲ「物ノ上ニ」ト改ム

（栗塚報告委員） 第二項ノ末文「人權ノ無償ノ釋放ヲ以テ成ル事  
ヲ得」ト翻譯デ直リマス

（南部委員） 減多無性ダネ

（栗塚報告委員） 先達テ論ガアツテ地面ヲ買テ家ハ買ンデ置キ地

面丈ケ贈遺シタソレカラ跡デ家ヲ買フタ、スルト家ハ改良トナツ  
タノデ受贈者ニ行クトナツタ、ソレカラ報告委員デ後デ土地ヲ買  
タト云フカ得收シタトキハ何ウナルカト云テヤツタソウデソレハ  
返辭ガ來マセンガ無論家ノ改良ト云フノデシヨウ  
（今村報告委員） 當嶽ノルト云フタラ即答ハ出來マセン能ク考ヘ  
テ明日司法省ヘ行クカラ書イテ來マシヨウト云フノデ之ハ直スカ  
モ知レン

（栗塚報告委員） ソコデ簡様ニ修正シタノデ、生存者間ノ贈與ハ  
其贈與ヲ受諾スル、其贈與ト云フ字丈ケ加ヘマシタ

（村田委員） 其贈與ハイリマセン

（委員長） 其贈與ト道入タ方ガ宜シイ

（村田委員） 餘リオカシイ

（南部委員） 是コソ之ヲデ宜シイデシヨウ

（村田委員） 贈與ハ受贈者ガ受諾シナケレバ成ラン

（尾崎委員） 分テ居ルネ

（清岡委員） 受諾スルハ受贈者ダカラ贈與ハナイ

（栗塚報告委員） 贈與者ガ此人ナラバト云フ事モアリマシヨウ

（松岡委員） 併シ契約ハ受諾ガナケレバ合意ニナラン

（栗塚報告委員） 兎モ角モ贈與者ガ受諾スル受贈者ト云ヘバ受贈  
者ハ幾人トモト思フカ是々ト云フニナルノデアリマス何チ受諾シ  
タカナレバ人チ受諾スト讀ムノデ此男ナレバ宜シイト受諾シタ様  
ニ見ヘルノデス

（松岡委員） 上ニ受諾ト書ケバ下ハ以テ何トカ云フト成程ソウナ  
ツテ來ルガ付與スル合意ナリト云フカラ上ハ受諾ガナケレバ成立  
ヌト云フ事ハ原則チ讀ダラ分リ切テ居ル話シデス

（栗塚報告委員） 受諾ト云フノガ必要ナリト與々モ云テ居リマス



(南部委員) 合意ト云フノハ遺囑ハ一人シカナイカラ合意トハ云ヘヌカラデス

(松岡委員) 合意ト云フハ何ノ事カ

(南部委員) 合意ト受諾ハ同ジダガ併シ合意ガ直グ受諾トハ云ヘヌ

(栗塚報告委員) 餘リ長クナイ駐デスガ百三十四ニ佛蘭西デハ明言サレタ明示受諾ヲ法律ガ要求スルトアル

(松岡委員) 合意ノ字ヲ書ク位ヒナレバ受諾ノ字ハイラン

(清岡委員) ソレヨリ次ノ項ハイランデハナイカ

(尾崎委員) 之モ間違ナイ

(栗塚報告委員) 次ノ項ハ「物ノ上ニ有スル」トヤリマシタ

(村田委員) 無償ノ解放即チ拋棄ヲ以テスト御座リマスネ

(栗塚報告委員) 之ハ書譯ケタノデス解放即チ拋棄ト云フハ物權

ノ解放デハ日本語ニハ分ランノデス

(村田委員) 又ハ解放ト云フハ即チ拋棄デハナイカ

(栗塚報告委員) ソウハ性カン

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第二項「物ニ」ノ下「付キ」ノ二字ヲ刪リ「物ノ上ニ有スル」トシ他ハ原案ニ決ス

且「人權ノ」ノ下「無償ノ」ノ三字ヲ翻譯ニテ挿入ス

○第六百五十七條朗讀ス

第六百五十七條 贈與ハ單純ナリ、有期ナリ又ハ條件附ナル事ヲ得然レトモ停止又ハ解除ノ條件ハ贈與者ノ方ニ於テ純然隨意タル事ヲ得ス若シ之ニ違フトキハ其贈與ハ無効タリ(第九百四十四條以下)

贈與ハ法律ニ定メタル原由ノ爲メニアラサレハ贈與者又ハ其相

續人ニ因テ廢罷セラルル事ヲ得ス（第九百五十三條以下）

（南部委員） 單純ナリ有期ナリハ「ナリ」ノ二字ハ皆關リマシタ

（松岡委員） 之ハ此間喝采ヲ得タノデス

（栗塚報告委員） 宜シイ

（清岡委員） 合意シタラ純然トハ云ハレシヨウ

（栗塚報告委員） 私ガ年ノ往カン様ナ事ヲ云タラ貴君ノ兄ガ上ゲ

ヨウト云フソレハ往カンゾヨト云フノデ、年ガ行マシタカラ私ノ

家ヲ賣リマシヨウナレバ成立カ贈與デハ往カン

（清岡委員） 贈與ト云フ事ハ遣リマシヨウ貴ヒマシヨウト合意カ

モ知レシヨウ解除ニ付テハ條件ガ純然隨意ト合意ナレバダガ

有期カ解除停止ノ條件ハ贈與者ノ條件丈ケハ即チ合意ニナツテ居

ル合意ニナランカラ無効タリト云フノデシヨウ

（松岡委員） ソウデナイダロウ

（清岡委員） 條件付デハ出來ンゼ停止解除條件ハ贈與スルモノバ  
カリニ付テ純然隨意デヤツタトキハ無効ト云フ

（南部委員） 合意デモ栗塚ノ云フ通り賣買ハ出來ルノデ一方ニ付  
テ出來ル場合アリマス併シ此贈與ハ如何ナル場合デモ出來マセン  
ノデス

（清岡委員） 合意デナイカラ出來マセンノデシヨウ

（南部委員） 物ヲ遣ル貨フト云フノガ合意デアリマス

（清岡委員） 合意ガアレバ純然タル隨意ト云フ事ハナイ

（栗塚報告委員） ソレハ別デ合意ガ成立テモ贈與ハソウ云フ事デ  
ハセン贈與ハ不確カデハ溜ラント云フノデソウ云フ説明シデアリ  
マス

（清岡委員） スルト縱令合意ハ成テ居テモ純然隨意タル場合ニ於  
テハ無効ト云フ譯ニナルノカ、ソウ云フ場合ハ何ウ云フ場合カ

(栗塚報告委員) 遺ロウト遺ルマイト勝手ノトキハデス、恰度私  
ガ酒ヲ飲ミニデモ行タラ貴君ニ上ゲヨウト云フ様ナモノデ私ノ自  
在ダカラソレデハ贈與シテモ何ニモナランカラデス

(委員長) 私ガ金ガ出來タナラバト云フネ金ガ出來タラ酒飲ミニ  
行ウト云フノハ宜シイガ併シアラレン事ヲ約シテモ往カント云フ  
カ

(栗塚報告委員) 長崎在勤ヲ言付カツタラ家ヲ遣レト云フハ宜シ  
イ

(松岡委員) お前ガ首尾能ク賊チシタラデハ往カンノダ、紳然隨  
意私ガ伊勢參宮デモスレバト云フノハ紳然隨意ダナ

(栗塚報告委員) 左様デス  
(委員長) 宜クバ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「單純ナリ」「有期ナリ」トアル「ナリ」ノ二字ハ總

テ關リ他ハ原案ニ決ス

○第六百五十八條朗讀ス

第六百五十八條 生存者間ノ贈與カ他人ニ屬スル物又ハ權利ヲ目  
的トスルトキハ無効タリ贈與カ贈與者ノ推定相續人ニ屬スル物  
又ハ權利ヲ目的トスルトキモ亦同シ但贈與者カ物ノ他人ニ屬ス  
ル事ヲ知リタル旨ヲ明言シタルト否トテ區別スル事ヲ要セス  
贈與者ハ受贈者ノ受ケタル遺棄ノ擔保人タラス但其遺棄カ贈與  
以後ニ係ル贈與者一身上ノ所爲ヨリ生シ又ハ他人ノ物ノ贈與ニ  
於テ詭譎アルトキハ此限ニ在ラス

(修正) 第一項「但」ノ上左ノ如ク修正ス

生存者間ノ贈與カ他人ニ又ハ然ノミナラス贈與者ノ推定相  
續人ニ屬スル物若クハ權利ヲ目的トスルトキハ無効タリ

(栗塚報告委員) 之ハ前ノ反對デアリマス次ハ遺囑ノ反對デアリ

マス遺囑デハ有續人ノ物ヲ遺ル事ガ出來ルカ之デハ何ウシテモ遺  
レヌノデ原文ニ近付ケ能ク分ルト云フノデ修正シマシタ

(村田委員) 修正ノ方ガ宜シイ

(松岡委員) 然カノミナラズト云フハ

(栗塚報告委員) 他人所デハナイ自分ト大變近イ人ニ屬シテ居ル  
モソレハ往カント云フノデス

(南部委員) 然ノミナラズハ、イランデシヨウ其上ニハ讀ハシナ  
イカ

(栗塚報告委員) ソウ見テモ宜シイ無効タル方カラ見ルト其上ダ

(松岡委員) 此權利ハニツチ受ケル様ニナルカ、他人ニ屬スソレ  
カラ相續人ノ推定ニ屬スルノトダネ

(栗塚報告委員) ソウデス

(松岡委員) 他人又ハカ

(栗塚報告委員) ソウデス

(村田委員) 合意ノ他人ト前ノ他人トハ違フノダ前ノハ第三者ト  
云フノデス

(委員長) 但以下ハ之デ宜シイカ

(栗塚報告委員) 宜シイノデス

(清岡委員) 然ノミナラズハ何ウナリマスカ

(栗塚報告委員) 茲デ爾ルハ兎モ角モ報告委員デハ入レタノデス

(清岡委員) 他人ハ勿論トシテ宜シイ

(村田委員) ソレデ宜シイ

(委員長) 他人ハ勿論推定間ノ贈與ハトヤツテ宜シイカ

(栗塚報告委員) 宜シウ御座リマス

(委員長) 勿論ト云フハ屬ストキト雖モダナ、宜クハ先ヘヤリマ

シヨウ

本條ハ第一項中「他人ハ勿論」トシ其他報告委員ノ修正ニ決  
ス

○第六百五十九條朗讀ス

第六百五十九條 不動産物權ノ生存者間ノ贈與ハ第三百六十八條  
以下ノ條例ニ從ヒ登記スル事ヲ要ス（第九百三十九條）

其他有價名義ノ合意ニ關スル一般ノ規則ハ贈與ニ之ヲ適用ス但  
法律又ハ贈與證書ヲ以テ明示又ハ默示ニテ之ニ違フノ意アルト  
キハ此限ニ在ラス

（修正） 第二項「默示ニテ」ノ下左ノ如ク改ム

之ニ違フタルトキハ此限ニ在ラス

（松岡委員） 違フタル、ハオカシイ

（栗塚報告委員） 外レタルデモ宜シイノデス實ハ外レタルト云フ  
字ガアルノデス

（清岡委員） 一般ノ規則ト云フトキノ事カ

（栗塚報告委員） ソウデハ御座イマセン有價名義ノ合意ノ總テノ  
規則デ御座イマス

（村田委員） 違フタルデ宜シイデシヨウカ、證書ニ於テカ

（栗塚報告委員） 法律カラモ亦明示又ハ默示ニテアリマス

（清岡委員） 法律モ明示ガ通入テ居ルノカ

（栗塚報告委員） 左様デス

（清岡委員） 之ニ反スルトキハト云フガ宜シイデシヨウ

（南部委員） 之ニ反スルトキハガ宜シイデシヨウ

（栗塚報告委員） 違フノ意アリト云フ譯ハ驚タ譯デス

（委員長） 之ハ翻譯局ヘ云テヤツテ、反スルニシテ實タラ宜シイ

デシヨウ、原文ヲ書替ヘルト云フカモ知レン、先キヘヤリマシヨ  
ウ

本條ハ第二項ノ末文「之ニ反スルトキハ此限ニ在ラス」トシ  
他ハ原案ニ決ス

○第六百六十條朗讀ス

第六百六十條 生存者間ノ贈與ノ方式、與へ及ヒ受クルノ能力、  
相續人ノ爲ノ留保スヘキ財產ノ部分及ヒ贈與ノ廢止ノ原由ハ此  
編ノ第二部第三章包括贈與ノ事項ニ之ヲ定ム

(栗坂報告委員) 先達ヲ西サンノ御注意ノ所ハ何章何節ニナルカ  
能ク調べテ申上マス

(委員長) 是デ今日ノ議定ハ済ダカ

(栗坂報告委員) 左様デス、ソレカラ三島ノ修正ト報告委員ノ修  
正ト比較スル様ニ願ヒマス

本條ハ原案ニ決ス

(尾崎委員) 宜ロウ、第五百二十二條デスネ

民法第五百二十二條(三島氏修正文)

舊債權者カ第五百二十五條ニ定メタル如ク其債權ヲ擔保シタ  
ル抵保ノ全部又ハ一分ヲ留存シテ或ハ無償ニテ或ハ債務免責  
ノ爲メ新債權者ニ對シ辨濟スル事ヲ自己債務者ニ囑托シタル  
トキ其新債權者ハ債權ノ讓渡ニ關シ第三百六十七條ニ定メタ  
ル條件ニ從フニアラサレバ第三者ニ對シ右ノ債權ヲ握有セス」

民法第五百二十二條(報告委員ノ修正)

債權者カ第五百二十五條ニ定メタル如ク其債權ヲ擔保シタル  
抵保ノ全部又ハ一分ヲ留存シテ或ハ他人ヲ惠ム爲メ或ハ他人  
ニ對スル自己ノ債務ヲ免ル、爲メ其他人ニ對シ辨濟スル事ニ  
付自己ノ債務者ヲ囑托シタルトキハ其辨濟ヲ受クル者即チ受  
囑託人ハ債權ノ讓渡ニ關シ第三百六十七條ニ定メタル條件ニ  
從フニアラサレハ第三者ニ對シ其債務ヲ握有セス

(南部委員) 此修正ハ報告委員ノ修正ガ善イト云フカ何ウカ

(松岡委員) ソレハ自論ダロウ

(栗塚報告委員) 第五百二十二條ノ修正ハ事柄ヲ御見分ケニナルニハ民法報告委員ノ修正カ宜シイソレカラ之ガ分タ上ハ三島ノ修正デモ亦本文ニ立返テモ同ジデアリマス

(委員長) 報告委員ノ修正ガ能ク分ル之デア宜シイデハナイカ

(栗塚報告委員) 即チ、受囑託人ト云フ事ヲ申サント三島ノ修正ニシテ置クト即チ、新債權者ト云フト先へ行テ受囑託人ト被囑託人ト云フカナクナルカラ此所へ始メテ出ルノダカラ受囑託人ト云フヲ承サント先へ行ツテ不都合デアリマス之ハ實作委員モ同意デアリマス報告委員ノ修正デハ索リガ付ガ一方ノデハソレガ付ンノデス

(松岡委員) 辨濟ヲ受クルモノデスカ

(栗塚報告委員) 左様デス

(松岡委員) 受囑託人カ

(栗塚報告委員) 左様デス拂テ貰フ事ガ出來ルデアリマスカ私ガ南部委員ニ金ヲ借リテ居ルスルト私ノ家ヲ抵當ニ入レテ南部サンハソレヲ其儘ニシテ栗塚貴様ニ物ヲ只遣リ度ガ私ハ松岡カラ金ヲ借リテ居ルカラ栗塚己レニ返ス替リニ松岡ニ返セヨ自己ノ債務ヲ免ル、爲ノニ其他人ニ對シハ松岡サンニ對シテ辨濟スル事ヲ栗塚ニダ、栗塚ニ囑託シタトキ其辨濟ヲ受クル者即チ他人ノ松岡デア松岡サンハ受囑託人デアリマス

(松岡委員) 譲ラレ人トナリハセンカ

(栗塚報告委員) 否、譲受人デアリマス譲ラレ人ハ栗塚デアリマス、事柄ハ六ヶ敷ニモセヨ之ガ先ヅ分ルノデス

(村田委員) 報告委員ノ修正ノ方ガ宜シイ分リマス、三島ノ修正

モ宜シイガ新舊債權ヲ云フト却テ分ラン

(南部委員) 我輩ハ本統ヲ云フト原案ガ宜シイ

(栗塚報告委員) 講釋ヲ云ハント分ランノデアリマス

(委員長) 讀デ見ルト舊原案ガ分ルネ

(松岡委員) 報告委員ノガ宜カロウ

(村田委員) 報告委員ノガ能ク分リマス

(委員長) 何方ガ宜シイカハ何ンナニ書テモ我々デモ度々議シタ

カラ分ルガ初ノテデハ矢張り分ランノデス

(栗塚報告委員) 原案ノ通りデハ鑑定ガ付カンノデス

(南部委員) 囑託シタルトキハト云フト受託人ト云フカ氣ニ障ハ

ルネ

(栗塚報告委員) ソウデス矢張り囑託セラレタルモノガ宜シイノ

デス原案デハ囑託人ノ意ヲ示ス事ガ出來ヌ被囑託人丈ケデアリマ

ス此度ノ修正デハ囑託人ヲ見セル事ガ出來テ被囑託人ヲ見セル事  
ガ出來マセン一利一害デアリマス

(清岡委員) 修正ノ方ガ囑託シタルトキハ其辨濟ヲ受ケル者受囑

人ト云フカ分ラン様ニ思フガ囑託シタルトキハ囑託シタ債權者囑

託セラレタモノ債權者債務者辨濟ヲ受ケルモノ今一ツ先ノ債權者

即チ他人ダ即チ受囑託人ト云フノハ囑託セラレタモノト云フニ見

ヘル

(栗塚報告委員) ソレヲ避クル爲メ辨濟ヲ受ケルモノト云フチ入

レタノデス

(清岡委員) 分ラヌ様ニスルニハ辨濟ヲ受ケル人受囑託人トハ云

ハレン

(栗塚報告委員) 第三百六十七條ヲ御覽ナスツテ記名債權證券讓  
渡ハ被讓債務者ニ告知シ又被讓債務者ガ公正證書若クハ公正證書



ノ譲渡ヲ以テ云々トアリマスカラ同ジデシヨウ

(清岡委員) 囑託セラレタモノ即チ受囑託人デシヨウ

(栗塚報告委員) 否ソレハ被囑託人デアリマス囑託シタルトキ囑託セラレタモノハ即チ辨濟ヲ受ケルモノトシタ事ハナイ

(南部委員) 囑託セラレタトキハトアルカラ矢張り原案ノ方ガ宜シイ様デス

(栗塚報告委員) 或ハ無償ニテ何ノ事ダカ分ラン債務者カラ言葉ヲ立ツルト分ランノデソレ故債權者カラ言葉ヲ立タノデアリマス

(村田委員) 無償ニテハ入レテモ宜シイ

(栗塚報告委員) ソレハ入レテモ宜シイ

(尾崎委員) 之ハ報告委員ノ修正ガ宜シイ様デス

(栗塚報告委員) 自己ノ債務者チデハ往カンカ

(南部委員) チナレバ宜シイ

(村田委員) チノ方ガ分リ易クハナイカト思フ

(清岡委員) 債務者チ囑託スルトナルカ

(南部委員) ソコガ分ラント囑託シカ分ラン

(村田委員) 元ノモ債務者トアリマスカラチノ字ニ致シマシヨウ

(栗塚報告委員) 宜シウ御座イマシヨウ、自己ノ債務者チ囑託シテカ

(南部委員) 其方ガ宜シイ

(清岡委員) 修正ハ囑託人ト云フ字ハ承ケマセンカ

(尾崎委員) 承ケマセン事ハナイ

(西委員) 受囑託人ハ債務者ノ様ニ見エマスルネ

(村田委員) 其囑託人ト云フ方ガ分ルデシヨウ二項ハ債務者チ囑託シタルトキハダネ

(委員長) 債務者チデハ工合ガ悪ルイ様ニ思フヨ

(栗塚報告委員) 債務者ヲ囑託スルト云フト之ガ拂フ男デ御座イ  
マスト云フニナル

(委員長) 向ウノ債務者ヲ囑託スルト云フ自分ノ債務者ダロウソ  
レヲ何ウモ囑託スルト云フ事ハ出来マセン

(村田委員) 貴君ガ私ニ囑託シテ金ヲ取テ呉レト云フ

(南部委員) 債務者ガ囑託サレ人ニナルノデス、尾崎サンカラ村  
田サンヘ譲ルデシヨウ私ハ債権者デ債権者ノ尾崎サンカラ村田サ  
ンヘ譲ルト私ハ譲ラレ人デアリマス此間ニ譲ル人ガアル直接ニ譲  
ラレ人ト云フハ向ウニ到テ取引シテ居ルカラ被囑託人トナル

(委員長) ソウハナラン

(松岡委員) 事柄ハソウナルノデス

(委員長) 債務者ヲ囑託スル事ニナルト尾崎サンハ村田サンニ拂  
フ間ニ今一人ノ人ガ在テソレカラ村田サンヘ拂フト云フ事ニナル

ノデス

(南部委員) ソウハナリマスマイ

(委員長) 受ケルト云フノハ辨濟ヲ受ケルノデシヨウ

(南部委員) 私ハ囑託サル人デアリマス

(委員長) 貴君ガ金ヲ貸テ居ル人スルト其抵當ナレバ抵當ノ幾分  
ヲ押テ貴君ガ尾崎ニ金ヲ貸タモノガアルトソレカラ村田サンカラ  
借リテ居ルサニ尾崎サンニ、村田サンニ返ス金ガアルカラ返シテ  
呉レト尾崎サンニ云フ事ダ、ソコチ先ノ債務者ニ囑託スルト云フ  
ト尾崎サンニ其事ヲ通シテ村田サンニ返シテ呉レト云フナレバ宜  
シイ、尾崎サンチ囑託スルト云フト尾崎サンニ何チ囑託スルカ

(村田委員) 私ニ囑託スルノデス

(委員長) 貴君ガ金ヲ受ケル方ノ人ダカラ囑託人デハナイ囑託人  
ト云フノカ私ニハ分ランノデ自己ノ債務者ヲ囑託シタト云フト何

カ別ニアツテソレカラダロウ

(南部委員) 辨濟ヲ受ケル人ハ村田サンデアリマス

(尾崎委員) ソレハ往カン

(委員長) 私ハ「チ」ト被テ意味ハ違ハヌト思フ况ンヤ「チ」ト書クト人ヲ囑託スル事ニナルカラネ人間ヲ囑託スルト云フ事ハ文章ヲ成ンカラソレヨリハ被ト書イタ方ガ宜シイ

(栗塚報告委員) 「デレゲー」ト云フノデス

(南部委員) 辨濟スル事ニ付自己ノ債務者ヲトヤルガ宜シイ

(栗塚報告委員) 人ガ直カニ來ルト云フ事ヲ承諾シタル人ト書テアル、私ガ囑託人ノ債權者ト云テモ通レソウデス囑託人ノ債權者、惠ム爲ノカハ知レンガ矢張り債權者ニハ相違ナイ

(清岡委員) 自己ノ債務者ヲ囑託シトヤリマシヨウ

(西委員) 宜シウ御座イマシヨウ

(南部委員) 先ヅ自己ノ債務者ヲトシマシヨウ

(委員長) ソレデハ今日ハ是デ措キマス

本條ハ報告委員ノ修正案中、「自己ノ債務者ニ」トアルチ「自己ノ債務者チ」トシ他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

于時午後四時五十分閉會ス

民法草案取得權專條記第五十回

自第六百六十一條  
至第六百七十五條

民法草案取得編議事筆記第五十回 自第六百六十一條 至第六百七十五條

明治二十一年四月二十四日午前九時開會

(委員長) 始ノマシヨウ

○第六百六十一條朗讀ス

第六百六十一條 賣買ハ當事者ノ一方カ他ノ一方又ハ第三者ノ己レニ辨濟スル事ヲ約スル金圓ニテ定メタル代價ヲ受ケテ物ノ所有權又ハ其支分權ヲ他ノ當事者ニ移轉シ又ハ移轉スルノ義務ヲ負フ契約ナリ(第一千五百八十二條第一項)  
賣買契約ハ下ノ條例ニ反セサル總テノモノニ付テハ有價ニシテ及繁ナル契約ノ一般ノ規則ニ從フ(第一千五百八十四條)

(修正) 第一項「第三者ノ」チ「第三者ヨリ」ト修正ス

(要報報告委員) 「他ノ一方又ハ第三者ノ」チ「第三者ヨリ」ト修正

シマシタ

(村田委員) 英文ハ「セル」ト云フ賣ル事バカリデスネ

(箕作委員) 佛蘭西モソウデス

(村田委員) 賣却ト云フ事ダナ

(栗塚報告委員) 貸ト云フバカリデ貸借ト云フデス西洋デハ貸ノ字一字デス

(村田委員) 第六百三十七條方リハ賣却トアリマス

(箕作委員) 一体賣テ宜シイノデスカ難々直シタノデアリマス

(村田委員) 之デ突當ル様ナ事ハアリマスマイカ

(箕作委員) 御座リマセン、表題ト總論丈ケハ賣ト云フノモ何ウモ本條杯ハ買フ方カラ移轉スルト云事ハナイガ之丈ケハ賣デハオカシイカラ御免テ蒙リタイ

(栗塚報告委員) 賣ルトデモ贖ノバ宜シイ

(尾崎委員) 賣買杯ト書イタ上カラハダナ

(村田委員) 金圓ト云フノハ皆金錢ニ直シタ様デスネ

(箕作委員) ソウデナイ金圓トシタ方ナノデス

(村田委員) 此賣買編ハ商法ト關係ヲ持テ居ル様ダガ何ウデスカ

(箕作委員) 幾ラカ抵觸モアリマシヨウガアレハ商事丈ケダカラ構ハ又佛蘭西法ノ中ニモ賣買ノ所ガアリマス、民法ニアルニモ拘ハラズ商法ニ賣買編ト云フノガアリマスカラ宜カロウト思ヒマス

(栗塚報告委員) 商法ノ方ハ濟ダノデスカ

(南部委員) 濟ミマシタ

(栗塚報告委員) 濟ンダ所デ御注意下サレバ仕合デスネ

(清岡委員) 約スル金圓デ定ノタル賃價ト云フノハ

(栗塚報告委員) 之ハ報告委員デモ随分苦ンダノデスガ己レニ辨濟スル金圓ニテ受取ハ如何ニモ苦ヒノデ種々考案ヲ盡シテ見マシタガ何ウシテモ見ヘヌト云フ事ガアルヨウデス併シスルト此字ハ

金圓デ定メタ貸價ト云フ字ハ動カス事ハ出來マセンサレバ己レニ  
辨濟スル事ヲ約スルノ字モ亦決シテ動カス事ハ出來マセン丁度之  
丈ケ語モ種カナラズ變ナモノガ通入ツテアルカラ何ウカシテ種カ  
ニシヨウト思ツタガ往カンノデ矢張り此儘何ウカ他ノ一方又ハ第  
三者カラ私ノ賣買ト云フ事ヲ約シタ場合ニハ代價ハ何カナレバ金  
デ定メタト云フ丈ケデアリマス

(松岡委員) 何ウモ代價ト云フノハ押付ケル方デ普通ノ代價ト云  
フト物品ヲ持テ來テ代價ト云フ事ハアランシ

(栗塚報告委員) 代價ト譯シタノハ悪イノデス

(松岡委員) 普通代價ト云ヘバ品物ト云フ考ヘハ起ラン

(栗塚報告委員) 代價物ト見ラレテハ往カンノデ交換ニナツテハ  
往カンノデス

(松岡委員) 代價ヲ請ケテ品ヲ渡スト云タラ間違ナイノデス

(栗塚報告委員) ソウ云フ説モ報告委員ニテアツタノデ三島ニ聞  
クニ代價ト云フ事ハナイソウデス

(南部委員) 代金ト云フ事ダナ

(栗塚報告委員) 代金ヲ請ケテト云フハ間違ハ御座リマスマイカ

(清岡委員) 種カデハナイ様デス約シトシテハドウカ

(栗塚報告委員) 約スル代價デ御座イマス

(清岡委員) 辨濟スル事ヲ約シ金圓デ定メルカラ定メル事ハ即チ

約定デ辨濟スル事ヲ約スルハ賣買ヲ約スノデシヨウ

(栗塚報告委員) ソウデナイ、斯ウ御禮ミニナレバ宜シイ、原文

ノ通りデス、賣買ハ當事者ノ一方ガ物ノ所有權又ハ支分權ヲ移轉

シ又ハ移轉スル義務ヲ負フ其他ノ當事者又ハ第三者ハ一方ノ當事

者ニ金圓ニテ定メタ代價ヲ定メ約スル契約ト云フノデアリマス

(松岡委員) 賣主カラ一方ノヘヤツタヨウニ見ヘル

(栗塚報告委員) 賣ル方ノ人カラ言葉ヲ立タノデシヨウ、ソレハ  
當事者ノ一方ガ物ノ所有權云々契約ナリ、代價ヲ受ケツツ其代價  
ト云フノハ他ノ一方又ハ第三者ガ被レニ返濟スル事ヲ約スル代價  
ヲ請ケツ、定メタトコウアルノデス

(笑作委員) 一番容易ナ修正ハ金圓ニテ定メタ代價ト云フハ分リ  
悪イカラ代金ヲ請ケタト云フト容易ナ修正デス

(栗塚報告委員) 意味デハ變リマセン、金圓デ定メタト云フノハ  
交換トハ違フガ合式ノデアリマス、當事者ノ一方ガト云フノデス  
カラ己レニ辨濟スル事ヲ他ノ人ガ約束シテモ宜シイ

(清岡委員) 下ニ其義務ヲ負フ契約ナリト云フガアルカラ上ノ約  
スルト云フ事ハナクモ宜サ、ウデス

(栗塚報告委員) 辨濟スル事ヲ約スハ代金ヲ指ス事丈ケデアリマ  
スカラ

民取十ノ五九

(清岡委員) ソウナレバ定メタル代金ヲ請ケルトカ何トカ云タラ  
ソレデ宜シイ

(栗塚報告委員) 外國文ニ綴ルト何ウモ此位ヒノ事ヲ云フノデス  
辨濟スル事ヲ約スルト云フノハ耳障リデシヨウ

(松岡委員) 講釋体ニ書タカラコウナルノデス

(笑作委員) 佛蘭西ノ様ニシテハ淡白極マルノデ其替リ分リ宜イ  
又其替リ不完全ト云フ論ガ起ルノデス

(南部委員) 若シ分リ悪イナレバ代金トシマスカ

(村田委員) 分ル事ハ解ル

(栗塚報告委員) 約スル代金ヲ請ケテ、ナレバ何ウデシヨウ

(清岡委員) 約スル金圓ト約スル金圓ハ定メタル代價ト何ウ違フ  
カト思ハル、カラ

(清岡委員) 金圓ニテ定メタル代價ト云フ上ノ文章ニ依テ下ノ體



ノル様ニスレバ宜シイ此文章デハ約スル金圓トシカ贈メナイ

(南部委員) 若シナンナレバ代金トヤツタラ何ウカ

(清岡委員) 約シトヤツタラ宜サ、ウナモノデス

(栗塚報告委員) 約スル代金ヲ請ケテデアリマスカラ

(松岡委員) 始終コウ書ケバ之ガ宜シイノデシヨウ

(栗塚報告委員) 約スル金圓ト云フハ奥山ノ説デアツタカラ素人

ニ讀マセルト約スル金圓ト贈ミソウダト云フ説デアリマシタ

(清岡委員) 約シテハ往カンカ

(栗塚報告委員) 往ケマセン、約シニスレバ、賣買ハ當事者ノ一

方ノ者支分權ヲ他ノ當事者ニ移轉スル義務ヲ負フ他ノ一方又ハ第

三者ハ他ノ當事者ノ金圓ニテ定メタ代價ヲ辨済スル事ヲ約スル辨

済ナリトテモ申サント分リマセン

(西委員) 金圓ニテ定メタル代價ト云フノハ日本人ニハ耳新イ成

程代金トシタラ宜シイカモ知レン

(箕作委員) ソレガ一番手輕ナ修正デス

(栗塚報告委員) 代金トヤリマスカ

(松岡) 宜ササウデス

(委員長) 宜シウ御座リマシヨウ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「代價」トアルチ「代金」トシテ其他報告委員ノ修正

ニ決ス

○第六百六十二條朗讀ス

第六百六十二條 賣買ハ當事者ノ承諾ノミチ以テ完成ス(第一千五

百八十三條)

然レトモ當事者ハ賣買ヲ各當事者ノ證ニ供スル公正證書又ハ私

署證書ノ正本二通ノ錄製ニ繫ラシムル事ヲ得(第一千五百八十二

條第二項)

(修正) 第一項「完全ス」ヲ「完全ナリ」ト改ム

同條第二項「私署證書」ノ下「正本二通ノ」五字ヲ刪ル

(栗坂報告委員) 之ハ第一項「完全ス」ト云フチ「完全ナリ」トシマシタ

(實作委員) 完全ナリハ宜シイデシヨウ

(村田委員) 以テ完全ナリト云フモ何ダカオカシイ

(實作委員) 完全デアロウ

(栗坂報告委員) 其次正本二通トアルノハ何ウモ賣買デ御座リマスカラ一人ノ人ト一人ノ人トナレバ二通デ宜シイガ證據編ノ所ニ起案者ガ申シテ居ル各利益ヲ異ニシテ居ル數丈ケ作ラナケレバナラン概ネ二通デ御座イマスガ利益ヲ異ニシタモノハ其數丈ケ作ラナケレバナラン双務契約ダカラ二通デアリマシヨウガ人數ニ依テ利益ヲ異ニシテ居ル丈ケハヤラナケレバナラン故ニ二通ト云ハス

證書ノ錄製ニ繫ラシムルデ宜シイヨウデス

(松岡委員) 結構デス

(南部) 二通ニ分ツタ事デモイラン事デス

(栗坂報告委員) ソレカラ繫ラシムルハ改メ、從ハシムルトシマシタ

(清岡委員) 錄製スル事ヲ得位ヒデスナ

(栗坂報告委員) 證券付デ完全デアル所カ又完全デナイ書面ニ觀ノヨウデハナイカト云フト書面ニ定メテ完全ニナラント云フ理窟デアリマス

(清岡委員) 從ハシムルト云フヨリ寧ロ繫ラシムルノ方ガ宜シイ

(栗坂報告委員) ソレデハ繫ラシムルニシマシヨウ

(村田委員) 英文ニハ公正證書杯ト云フ字ハ御座リマセン

(南部委員) 繫ラシムルガ宜ケレバソウシヨウ

(清問委員) 以テ完全スハ何ウデス

(尾崎委員) 原案ノ方ガ宜シイ

(笑作委員) 修正ノ價值ガナイ

(委員長) ソレデハ原案ノ通りニシテ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「正本二通ノ」五字ヲ刪リ他ハ原案ニ決ス

○第六百六十三條朗讀ス

第六百六十三條 承諾セラレタル賣リ又ハ買フノ片務ノ豫約ハ要約者カ第三百二十九條ニ從ヒ契約ヲ爲サント要求スル時ヨリ諾約者ニ其豫約ニ於テ定メタル代價及ヒ條件ヲ以テ契約ヲ爲スノ義務ヲ負ハシム

若シ明示又ハ默示ニテ受諾ノ爲メ何等ノ期間ヲモ定メザリシトキハ諾約者ハ要約者カ履行ヲ要求セスシテ經過シタルトキハ其豫約ハ不成立ノモノト爲スヘキ期間ヲ定メント裁判所ニ請求ス

ル事ヲ得

(修正) 左ノ如ク改ム

賣リ又ハ買フノ片務ノ豫約カ受ケ取ラレ及ヒ承諾セラレタルトキハ要約者カ第三百二十九條ニ記載シタル條件ニ從ヒ契約ヲ爲サント要求スル時ヨリ諾約者ハ其豫約ニ於テ定メタル代價及ヒ條件ヲ以テ契約ヲ爲スノ義務ヲ負フ  
同條第二項原案者ニ於テ刪除シ第三百二十九條ニ第五項ヲ置キタリ、

(稟報報告委員) 翻譯デ、請取ラレ及ヒト云フ字ガ導入リマス、ソレカラ從ヒトアル間ヘ記載シタル條件ニト云フ字ガ導入リマスソレカラ、若シ當事者ノ双方ニ因リ明示又ハ默示ニテ云々「經過シタルトキハ」ハ「經過スレバ其豫約ヲ」トナリマス、ソレデ、若シ以下ハ此條カラ取除キマシテ第三百二十九條五項ニナリマス

(美作委員) 始メナゼ賣買額バカリ入レタカネ、意味ハ同ジ事デ  
只文章ヲ明瞭ニシタノデスネ

(栗塚報告委員) 左様デス第三百二十九條ハ新タニ刷リマシヨウ  
(美作委員) 「受取ラレ及ヒ」ハ如何デスカ承諾セラレデ宜サ、  
ウデス

(栗塚報告委員) 修正ハ「賣リ又ハ買フノ片務ノ豫約カ受取ラレ  
及ヒ承諾セラレタルトキハ要約ガ第三百二十九條ニ記載シタル條  
件ニ從ヒ契約ヲ爲ナサント要求スル時ヨリ諾約者ハ其豫約ニ於テ  
定メタル條件ヲ以テ契約ノ義務ヲ負フトシマシタ

(松岡委員) 提供シタ又ハ承諾セラレタラ跳ケラレナイト云フニ  
ナルノデスカ

(栗塚報告委員) ソウデス私ガ買フト云フ、向ウデ承諾シテ買ヒ  
マシヨウト云タ、スレバ跳ケラレナイ

(村田委員) 請取ラレハ賣ルノデシヨウ

(栗塚報告委員) 何方等デモ、賣人デモ買入デモ宜シイ

(松岡委員) 受諾ト三百二十九條ニアリマス

(栗塚報告委員) 彼レノ外ニ受取リト云フ字ヲ書イテ來タノデス

(清岡委員) 請取ハ要約ヲ受取ルノデスカ

(栗塚報告委員) ソウデス手紙ヲ請取テ、手終カ電信カ端葉デ書  
イタ物ヲ受取テソレデ承知シマシタ買ヒマシヨウト云フ所デアリ  
マス

(松岡委員) 「取ラレ及ヒ」ヲ圖テ受諾セラレガ宜シイデシヨウ

(栗塚報告委員) 取ラレ及ヒハ圖テモ宜シイ

(委員長) 受諾ヲ請ケルト云フ字カ

(栗塚報告委員) 左様デス受ノ字ト諾ト云フ字ヲデス

(松岡委員) 第三百二十九條提供即チ買込ミデ提供ニナルノデシ

ヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス

(笑作委員) 賣買ノ契約ヲシタバカリデ直グ所有權ガ移轉スル事  
ガ本デシヨウガ日本デハ何ウデシヨウカ豫メソウ云フ事ヲ考ヘル  
人ガ多イデシヨウ

(松岡委員) 實際ハ知ラス雖ラズソウナルノデス

(笑作委員) 假令バ家屋ヲ賣ルネ、引渡チシナイデモ直ク其賣タ  
日カラ所有權ガ移タトナリマシヨウカ

(松岡委員) 裁判例カラ段々ソウ云フ風ニ向ケテ來タノデス

(笑作委員) 當リ前ハ羅馬流デシヨウ

(西委員) サウデス請取ラndeハ賣買トハ思ヘヌ

(笑作委員) 大丸デ續續一反十圓ト言タラ、言タ以上ハ賣買ト云  
ヘマシヨウカ

(栗塚報告委員) 博物館デ此間買物チシタガ手附チ遺タ以上若シ  
焼タラ私ノ損ニナルデシヨウ

(西委員) 御同前ハソウダガ一般ノ人民ハソウデナイ代金チ遣ン  
中ハト思テ居ルゼ

(笑作委員) 栗塚サン杯法律ヲ知テ居ルカラデシヨウ

(西委員) 賣買シテ約束シテ買タ家ガ焼ケテモ代金バカリ拂オウ  
ト云フ了見ノ人ハ大キナ商人ナラ知ランガ先ヅアリマスマイ

(栗塚報告委員) 賣タ買タト手チ打タ以上焼ケレバ大キナ間屋同  
士デヤレバ買タ人ノ損デシヨウゼ

(南部委員) 金チ拂ハント賣買ハナイモノトナルデシヨウ

(委員長) 商人社會デハ手チ打テ賣買ハ成立ネ

(村田委員) 確定物デ賣買ニ手チ敲ク事ハナイ

(委員長) 二項チ第三百二十九條ヘ入レルハ宜シイカ

(栗塚報告委員) 宜シウ御座リマス、何カ差支ガアルカト研究シマシタガ彼ノ四五項ノ間へ入レテ讀ムト能ク分リマス

(清岡委員) 當事者ノ双方ニ因リト云フカ

(栗塚報告委員) 締約者モ要約者モ何方モ何モ言テナイトキデス

(清岡委員) 之ハ當事者ノ双方ニ因リ定メズト云フ言葉ハ當事者ノ

双方ニ因テ協議ノ上定メルト云フノデ宜シイガ双方ニ因テ定メ双方ニハ假

令バ申合セソ上若シ明示默示ノ間ニ於テ双方ノ間ト聞エハセンカ

(栗塚報告委員) 何方等カラモ何モ言ハヌト云フ意味デス

(清岡委員) 何ウモ讀ミ悪イ

(笑作委員) 清岡サンノ云フ様ニ少シ工合ガ悪イヨウダ

(委員長) 當事者ノ一方ヨリ何トカ云フナレバ宜シイ

(村田委員) 當事者ノ双方ニ因リト云フ事ハナクトモ、何方等モ

定メナイトキハト見ヘル

(笑作委員) ナケレバソウデス

(栗塚報告委員) 何方等デモデス、當事者ノ一方ヨリモ亦他ノ一

方ヨリモデス

(笑作委員) 當事者中孰レノ方ヨリモデ宜シイデシヨウ

(委員長) ソレナレバ宜シイ

(栗塚報告委員) ソウ致シマシヨウ

(南部委員) 當事者ノ孰レノ方ヨリモト致シマシヨウ

(松岡委員) 全体何ウ云フ事デシヨウ

(栗塚報告委員) 實物チ云フト此方カラ、彼レデ賣リマシヨウト

カ買ヒマシヨウトカ云テヤツタソウシテ何時幾日迄ニ返辦チナサ

イト云テヤツテニヤラナカツタノデス

(松岡委員) 貴君ガ賣人デ、此品チ幾許ナラバ賣リマシヨウトカ

云フノカ

(栗塚報告委員) 左様デス、ソウシテ私ガソウ云テヤツタガ幾日ノ間ニト云フ返辭ガナイト云フ位ヒノデス貴君ノ方デハ買ヒマシヨウトハ云タガケレトモ何時幾日ニ買テ呉レルカ分ラン何レ買ヒマシヨウト云タノデ、併シ履行ハ請求シナイデス

(松岡委員) 受諾ハシタノデスカ

(南部委員) 受諾シナイノデス

(栗塚報告委員) 何時幾日迄ニ貴君ノ方デ以テ御引取りナサラントキハト云ハンノデ只賣ルト云タ丈ケデアリマス貴君カラモ履行セヨトハ云ハヌノデアリマス

(松岡委員) 第三百二十九條ニハ期間ガアルノデス

(栗塚報告委員) 要約者カ諾約者カ何方等カラカ定メタ期間ガアルノデ、詰リ貴君ニ賣ロウト云タガ買フトハ云タガ賣テ呉レト云ハヌトキハ便々トシテ置タ事ハ出来マセン、裁判所へ持テ出ルノ

デアリマス

(松岡委員) 商法デハモツト委ハシクヤツテ居ル

(栗塚報告委員) 商法デハ是程駄目ハ詰ンデ居リマスマイ併シ理窟例レノ論ニハ違イナイガ之丈ケノ駄目ヲ押シテアルノモ論ノ續キデ是非コウナケレバナラン

(松岡委員) オカシナ法律デアロウカト思フ、物ヲ賣ロウト云フニ之ハ幾許ナラバ賣リマシヨウト期限ヲ云ハス向ウカラモ何トモ云ハズニ突然裁判所へ持テ行テ何トカ云ハシテ下サイト、是迄言タ事ハ反古ニシテ下サイト云フノデシヨウ

(栗塚報告委員) 期間ヲ定メズ、双方トモチヤント定メテアルベキモノヲ定メシトキハデス

(松岡委員) スルト提供即チ言込ミハ請ケタル者ノ知ラシメテ言消サ、ル間ハ受諾スル事ヲ得ト云フカラ向ウガ受諾セシナレバ、

セ又中ハ取消ス事ヲ得ラレソウナモノデス

(栗塚報告委員) 其理窟カラ着々五項ハコウナケレバナラン

(松岡委員) 受諾ト云フモノハ提供者ニ知ラセサル間ハ云ヒ消ス事ヲ得ルノハ之ハ買ハウト云フ方ノ人ダネ

(栗塚報告委員) 賣ロウト云フ方デモ宜シイ

(松岡委員) 提供ト云フハ賣ロウト云フ意味デ、言ヒ込マシタ人ハ

(栗塚報告委員) 何時モ受諾スル事ガ出來ル原則デアリマス

(松岡委員) 取消スト云フハ何ウカ

(栗塚報告委員) 何ウモ願チ追ハント往カン

(松岡委員) 二項へ行タト受諾ハ提供者又此方ノ事ガ通セントキハ電信郵便デ云フト何ウト云フノカ

(栗塚報告委員) 東京ノ商人ガ横濱ノ商人ニ賣ロウト云横濱ノ商

人ガ知ラン間ハ提供者ハ取消ス事ガ出來ル

(松岡委員) 何トモ言ハヌニ裁判所ヘノハ餘計ナ話デア向ウヘ知ラシテ取消シタラ宜シイ

(栗塚報告委員) 何ゼナレバ此方等カラ賣ロウト云フ頂戴致シマシヨウト言タ切りデ何時買フカ履行ヲ求メテ來ンノデ契約ハ何時シテ宜シイカ分ラン、ダカラ貴君ノ所デ買フト云タガ豫約ニ違ヒナイ

(松岡委員) 理窟側レダナ約束スルニ何時迄ニスルカ裁判所迄行ンデハ期限ガ定メラレナイナント愚ナ話デス

(栗塚報告委員) 「ボアソナード」ノ地所デスネアレテ買ハウト想像シテ御覽ナサイ買ハウト云タ、所ガ日本政府デハ何時買フカ知レン何レ買ハウト云フノデス

(松岡委員) ソレナレバ向ウへ行テ何時買フカト云フテヤレバ若



シ定メント云タラバ止ノルヨリ仕方ガナイ

(栗坂報告委員) 何時幾日買フカ知レンカラ便々トハ待テヌト云  
フノデス

(松岡委員) 駄目ナ話デス

(南部委員) 六百二十九條ヨリモ矢張り此所へ置クノガ當リ前デ  
シヨウ

(栗坂報告委員) ソウデナイデシヨウ

(委員長) 之ヲ此所へ入レル否チ云フヨリモ文字ノ通りデ宜シイ  
カ否チ定メテソレカラニシヨウ

(南部委員) 六十三條ニ置クガ宜シイ

(委員長) 松岡サンノ云フ通り裁判所へ出ルノハ随分オツクーダ  
ガ期間ヲ定メタ者ハ私ニハ往カンカラ何ウカシナケレバナランネ

(笑作委員) 随分愚ナ事ハ愚デス

(栗坂報告委員) 裁判所ハ一ヶ月ノ間ニ履行ヲ求メナイトキハ議  
約ハ成立スト云フノデアリマス

(委員長) 期滿特免デモ拵リテ賣フ話ダナ

(栗坂報告委員) 左様デス、裁判所デ期滿特免ヲ拵リテ賣フノデ  
アリマス

(清岡委員) 受諾ノ爲メト云フ之ガ少シ工合ガ悪イト思フ默示ニ  
テ受諾ニテ何等ノ期間ヲ定メズト云ハント今ノ議論ノ上チ考ヘル

ト買フト云タガ履行ヲ求メヌハ期間ノ事デアロウ受諾ト云フト前  
項ニ於テモ要約ガ受諾セラレトアツテ其引受ケルヤ否ト云フ所ノ

事ノ期間デ否ト云フカ又或ハ幾日迄ニ否ナレバ否受ケルナレバ受  
ケルト云テ来イト定メテナイトキト見ヘル第三百二十九條ニ之チ

入レルニシテモ同條ノ受諾ハ何月幾日迄ニ返辭シテ呉レト云フ方  
ノ事チ云フノデ此所デ受諾ノ爲メ期間ヲ定メント云フト日附ヲ持

シ幾日迄ニ返辭チシナカツタトキハト聞ヘル

(栗坂報告委員) 賣買ノ契約チスルト云フ爲メノ日付デスネ

(村田委員) 此所へ入レ替ヘタ方ガ分リ易イト思フ要約者履行チ

請求セスト云フ事ハ是丈ケノ文字ハ跡ニシテハ如何

(委員長) 清岡サンノ論チ先ニ極メマシヨウ

(清岡委員) 私ハ此所へ置イテモ豫約ハ受諾セラレテアルカラ

此受諾ハ來ル何時幾日迄返辭セヨト云フ期間チ定メサリシトキハ  
ト云フヨリ外見ヘント思フカ

(村田委員) 明示又ハ默示ニテ受諾ニテ何等ノ期間チ定メサリシ  
トキハ諸約者ハ不成立ノモノト裁判所へ請求スルチ得ル但要約者  
履行チ爲シタルトキハ此限ニ在ラスト云フガ分リ易イ

(笑作委員) 要約者ガ期間内ニ履行チ要求セス期間チ經過シタラ  
豫約チ不成立ノモノトスル其期間チト云フ事デアリマス其期間チ

民取十ノ六九

定メズバ無駄トスルト云フノデアリマスカラ但ト云フノデハナイ  
實カナケレバナラン

(委員長) 貴君ノ據ニスレバ若シ諸約者ガ期間内ニ履行シタラ此  
限ニ在ラスト云ハナケレバナラン

(南部委員) ソコハ此原案ノ通りデ宜シイ

(委員長) 清岡サン受諾ノ爲メ何等ノ期間ト云フハ貴君ハ自己ノ  
爲メ何等ノ期間ト云フ様ニ思フカ、一方カラ云ヒ係ケテ居ルカラ  
(笑作委員) 一方ハ買主ト見ナケレバナラン買主ガ買フ權利チ行  
フ期間ニナルノデソレチ定メサリシトキハデスネ

(清岡委員) 三百二十九條へ移スト分ラシヨウ

(南部委員) 三百二十九條へ行クト分ラン要約ト云フ事チ云フノ  
デスカラ

(委員長) 少シ其氣味ガアル、スルト書方チ改ヘナケレバナラン

田中  
林學  
術振興  
會

南部サンノ云フ通り三百二十九條へハ入レヌト云フノハ之ハ「ボ  
アソナード」ニ注文シテ入レテデシヨウ

(栗塚報告委員) 實ハ注文デアリマス、續キガアツテ理窟詰ニス  
ルナレバ寧ロ三百二十九條へ續ケテ論ズルナレバデスガ、三百二  
十九條へ道入ルガ當然ト云テヤツテ來タノデアリマス

(委員長) スレバ書替ヘナケレバ分ラン

(笑作委員) 先生輕卒ニ書イタノデス

(南部委員) 此度入レテ來タノハ豫約ノ場合デナケレバナイノデ  
ス

(栗塚報告委員) 所ガ承諾シタノダカラ困ルノデス承諾シタガ履  
行ヲ求メテ來ンノデス

(南部委員) ソレガ豫約デハナイカ

(松岡委員) 妙ナモノデス、ソレデ裁判所へ行者モ馬鹿ナ話デ、

民取十ノ七〇

本統ニ買ハウト云フ者ハソソナ馬鹿ナ者ハアルマイ

(栗塚報告委員) 併シ地所家屋賣買ニハ随分アロウト思フ、買ハ  
ウトハ云タガ何時幾日ニト云フ事ガナイト困リマシヨウ

(委員長) 南部ノ論モアリ又起草者ニ報告委員ガラ聞タト云フカ  
ラ、愈々三百二十九條へ入レルガ適當ナレバ書替ヘナケレバナラ  
ン、此所へ置クナレバ置イテモ宜シイガ今一應報告委員デ議シテ  
二十九條へ入レルガ順序ガ宜シイカモ知レン、スレバ書替ヘナケ  
レバナランカラシテ今一應議シテ買ハウ

(南部委員) ソウ致シマシヨウ

(栗塚報告委員) ソレデハ其點カラ議シテ見マシヨウ

(委員長) 此所ハ書序デダカラ案外宜シイカモ知レンデス

(笑作委員) 三百二十九條へ此儘入レルト一項ト抵觸致シマスネ

(栗塚報告委員) ソレカラ論ガ起タノデス

日本學術振興會

(松岡委員) 報告委員ハ何ウシテ三百二十九條へ入レル論ガ出タ  
ノカ

(栗塚報告委員) 三百二十九條ノ議論ノ續キデアルニ此所ハ突出  
ルベキモノデナイト云フノデアリマスソレ故デス何ゼナレバ先ニ  
方法ガアルノデ三百二十九條一二項ニアリマス、ダカラ云フニ及  
バヌト云フ論ヲ詰ノレバ彼ノ條デ宜シイ終リニ置クベキデ此所へ  
置クベキデナイトナツタノデス

(松岡委員) スレバ尙ホオカシイ

(委員長) 此所へ置イテ前項ニ何モナケレバ先キヘヤリマシヨウ  
本條ハ冒頭へ「受。取。ラ。レ。及。ヒ。」ノ六字「第三百二十九條ニ」  
ノ下へ「記。載。シ。タ。ル。條。件。ニ」ノ八字第二項「若シ」ノ下「當  
事者ノ双方ニ因リ」ノ九字「經過」ノ下「スレハ」ノ三字「  
豫約」ノ下「チ」ノ一字ヲ翻譯ニテ加へ第二項ハ起草者ニ於

テ刪除シテ三百二十九條へ移スノ意見ナレトモ再議トシテ未  
定其他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

○第六百六十四條朗讀ス

第六百六十四條 若シ諾約者カ契約ヲ爲ス事ヲ拒ムトキハ裁判所  
ニ於テ賣買ハ其帶有スル効力ヲ以テ組成シタリトノ判決ヲ爲ス  
不動産權ノ賣買ニ關スルトキハ其判決ヲ登記ス

若シ賣買ノ豫約カ豫約トシテ登記セラレタルトキハ判決ハ右登  
記ノ縁邊ニ之ヲ附記シ其登記ハ賣主ノ承繼人ニ對シ既往ニ溯リ  
テ効力ヲ生ス

(修正) 第一項「裁判所」ノ下左ノ如ク改ム裁判所ハ賣買  
カ其帶有スル効力ヲ以テ組成シタリトノ判決ヲ爲ス

(村田委員) 之ヲ修正ガ宜シイ

(尾崎委員) 修正ガ宜シイ

田中  
學  
術  
振  
興  
會

(委員長) 事柄ハ分ルガ文章ハ妙ダネ  
(栗塚報告委員) 其ト云フ字ガ能ク響タ字デアリマスネ  
(美作委員) 詰リ御念ノ入タ語デス  
(清岡委員) 帶有スルトハ賣買ニ附屬シテ居ル所ノ効力ト云フ様  
ナ意味ニ關ヘハセンカ  
(西委員) 賣買ノ効力チ含シテ居ル効力デアリマス  
(栗塚報告委員) 賣買ガ其効力チ以テデモ宜シイノデス  
(美作委員) 賣買ガ完全デト云フノデス  
(村田委員) 後ノ「其登記」ハト云フハナイ方ガ宜シイデシヨウ  
(委員長) 帶有ト云フハ宜シイカ  
(清岡委員) 賣買ト云フモノガ一ツアツテソレニ約チ拒ンデ居ル  
カラソレハ充分ノ未ダ賣買ニナツテ居ランケレトモ其附屬物一ツ  
且其効力デ組成シタ判決チ爲ス事ガ出來ル様ヒガアルカト思フ賣

民取十ノ七二

買ノ性質効力チ以テ組成シタト云フ様ニハ探難イ  
(西委員) 帶有ト云フ字ハ何ウカネ  
(清岡委員) 帶ルト云フ字ハ嫌ヒモアリマスマイガ含ムト云フ字  
ガ欲イ、含有デスネ  
(西委員) 帶ノ字ハ法律デ、外カラ付テ來ル所ノ字デスネ  
(栗塚報告委員) 私ハ譯字ノ事ダカラ申センガ含有ヨリモ帶有ノ  
方ガ宜シイト思フ  
(南部委員) 附帶ト云フ様ニ讀ム者ガアリマスマイ  
(村田委員) 此儘デ宜シイデシヨウ  
(尾崎委員) 宜ウ御座リマス  
(委員長) 宜クバ先ヘヤリマシヨウ  
本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス  
○第六百六十五條朗讀ス

日本學術振興會

第六百六十五條 若シ賣リ及ヒ買フノ互相ノ豫約アルトキハ各當事者ハ前條ニ記載シタル如ク契約ヲ爲ス事ニ付キ他ノ當事者ヲ強要スル事ヲ得

又裁判所ハ此場合ニ於テ當事者ノ意思ヲ解釋シ賣買ノ豫約ハ即時ノ賣買ノ効チ有シタル事若シ又期間ヲ定メタルトキハ其期間ハ履行ノミニニ適用セラルル事ヲ決定スル事ヲ得(第一千五百八十九條)

(清岡委員) 他ノ當事者ト云フノハ仲間ノ人デスカ

(栗塚報告委員) 買ロウ買ハウト云フスレバ買ハウト云フ人カラ云フト買ロウト云フ人デスネ

(南部委員) 之ハ賣買ノ豫約デスネ併六十三條ニハ賣ル豫約又ハ買フ豫約デアルガ此ハ兩方デアルカラ義務デナク豫約ノ双務デアリマス

民取十ノ七三

(松岡委員) 之ハ矢張り一ツ事デシヨウ物品ガ一ツアル買ロウ買ハウト云フ豫約ガ出來タトキデスカ

(栗塚報告委員) 左様デス

(松岡委員) 承諾シタトキハ即チ六百六十三條ト同ジニナリマスマイカ契約ヲ爲スノ義務チ向ウノ人ガ承諾シタナレバ何ウカ

(栗塚報告委員) ソレダニ依テ契約スル事ヲ強セル事ガ出來ル、何ゾ初ノカラ賣買ノ豫約デハナイ賣買ノ契約デアツタ意思カモ知レンソレハ裁判所ガソウ見テモ宜シイ佛蘭西ニテハ賣買ニ等シイ効チ有ストアリマスガ此方ハソウハ往カンノデス先ヅ一旦契約スルガ宜シイ併シナガラ案外初ノカラ契約ガ成立テ居ルカモ知レンスルト初ノカラ賣買ノアツタモノト看做ス或ハ期間ヲ定メテアツタラ履行丈ケノ期限デ豫約デナイト見ル事モ出來ルソレデ實際チ第二項デ云タノデアリマス

日本學術振興會

(松岡委員) 之ハ佛蘭西法ヲ七八部採タノデスネ

(栗塚報告委員) 左様デス論ノ立方ガ契約ヲ爲ス事ニ付テ他ノ當事者ト云ハント論ガ分ラン實際コウ云フ事ヲ裁判所ハ當事者ノ意思ヲ解釋シテ豫約デナイト云フ事モ出來ルノデス

(美作委員) 宜ケレバ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第六百六十六條朗讀ス

第六百六十六條 前四條ニ從ヒ當事者双方又ハ其一方カ日後賣買及ヒ買受ノ契約ヲ爲シ又ハ單ニ之ヲ錄製スルノ義務ヲ負ヒタル場合ニ於テ豫約ノ擔保トシテ手附ヲ與ヘタルトキハ契約ヲ爲シ又ハ之ヲ錄製スル事ヲ拒ム一方ハ其與ヘタル手附ヲ失ヒ又ハ其受ケタル手附ヲ二倍ニシテ返付ス(第一千五百九十條、伊民第一千二百十七條)

民取十ノ七四

(修正) 「買受ノ契約ヲ爲シ」ヲハ「買受ノ契約ヲ爲スノ義務ヲ負ヒ」ト改メ手附ヲ與ヘタルトキハ「下」契約ヲ爲シ「テ」契約ヲ爲ス事ヲ拒ミ「ト」改ム

(村田委員) 後ノハ英文ニハアリマセン

(栗塚報告委員) 後ノハ少シ利益ガアロウカト思ヒマス

(村田委員) 日後ト云フノハ日後ニト云フ方ガ宜クハ御座リマセンカ

(美作委員) 日後ニト云ヘマスカネ

(村田委員) 賣渡及ヒ又ハデハアリマセンカ

(美作委員) 「セール」デス

(村田委員) 契約ト云フハ書面ノ契約ト云フ字ガアリマスネ

(栗塚報告委員) 錄製スルノ義務デアリマス

(村田委員) 義務ヲ負ヒタリト云フ字ハ英文ニハアリマセンガ、

日本學術振興會

日本學術振興會

書面ノ契約ヲ爲シ又ハ「イツンケンタワクス」ニデ「書面ノ契約  
ニ之ヲ作り且豫約ニトアリマスガ佛蘭西ニハコウ云フ事ガアルノ  
デスカ

(笑作委員) アリマス

(栗塚報告委員) 又賭場ノ問題ニナルトウルサイドシヨウ翻譯局  
ト報告委員ト相談スルトナツテ居ルニ出過ギテ云フノハ、日本  
語デ云フト買フ人ガラ言葉ヲ立ツルベキモノデ賣人カラ手附ヲ拂  
フト云フハ分ランガ併シ此所等ハ賣人カラモ手附ヲ拂フノデアリ  
マスカラ兎モ角モ手附ト云フ字ハ賣人カラバカリテナイト貴君方  
ガ御承知ニナレバ跡デ何ウカナリマス

(尾崎委員) ソウデス之ハ買フ人カラデスネ

(栗塚報告委員) 併シ今此所デ手附ト云フ字ハ何ウシヨウ斯ウシ  
ヨウト云フト一場ノ議論ニナルカラ跡デ願ヒマス

民取十ノ七五

(南部委員) 六百六十七條ニ行クト分テ來ル

(清岡委員) 兩方遣入テ居ルノデスネ

(栗塚報告委員) 左様デス御断リ申シテ置クノデス

(村田委員) 併シ民法デハ双方カラ出ルト云フ事ハ先テ見レバ分  
ル

(西委員) 修正ハ如何デスカ

(村田委員) 原案デ宜シイ

(尾崎委員) 此儘デ宜シイデシヨウ

(松岡委員) 商法ニ手附ト云フガアツタネ

(委員長) 手附ノナイ事ハナイ、アルハアルガ之ハ修正ハ採用シ  
ナイノデスカ

(栗塚報告委員) 商法ノ三百四十六條ニ手附ト云フ事ガアル

(松岡委員) 商法デハ尤モ手附金ト云フ事ハ兩方カラ出ストハ見

日本學術振興會



日本銀行  
本學部  
技術部  
職員會

テ居ランノデス

(委員長) 何方等カラモ云ヘル積リデアアルカモ知レン、買主カラモ賣主カラモ云ヘルノデスネ

(清岡委員) 手附金ヲ還スト云フ丈ケノ事ダ

(村田委員) 契約履行ノトキ差引デヤルノダ

(笑作委員) 何トモナケレバ内金ト看做スノデシヨウ

(委員長) 佛蘭西ニモ二倍カ

(栗塚報告委員) 左様デス伊太利モ二倍デス

(松岡委員) 二倍ハ大抵普通ノ事デス

(村田委員) 今日モ實際ハ倍返シト云テ居ル

(委員長) 單ニ之ヲ録製スル義務ヲ負ヒタル場合ト云フハ何ウ云フモノカ公正證書私署證書ハ録製ト思フカ單ニ之ヲ録製ト云タラ前ニ買渡ガ及ヒ買受ケ契約杯ダネ何ゼ賣買ノ外又ハ單ニ録製スル

民取十ノ七六

義務ヲ負ヒト云フカ單ニト云フハ書クバカリテ義務ヲ負フノカ

(栗塚報告委員) 録製シテ弊ラシムルヲ得ルデ録製ヲ始メテ全イモノニナルノデス

(南部委員) 賣買譲渡ノ契約ハシタガ契約スル義務ヲ負フハ何ウモ左様デナイ、買フ丈ケハシタケレトモ録製スル義務丈ケヲ負フテ居ルノデス

(委員長) 契約シタラ録製ハ要ラヌノデス

(栗塚報告委員) 賣渡及ビ買受ケノ契約ヲ爲ス義務ヲ負ヒタルハ何カナレバ豫約ノ場合デ三百六十三條ノ一項ニアリマスガアレノ義務アル場合ト雖モ一ツハ契約ヲシタト契約ハシタガ契約ハ完全ナラシムルニハ證書ヲ作ルノ義務ガアルソレハ六百六十二條ノ場合デアリマス

(委員長) 單ニ之ヲト云フハ契約ガ出來テ居ルカラト云フ事ナレ

日本銀行長會

ハ單ニト云フ事ハ我々ハソウハ見ヘヌ

(栗塚報告委員) 只書クバカリノ義務デ單ニト云フカ分ルデシヨ  
ウ

(委員長) 單ニト云フハ殊更ニナル、只公正ノ證書ニ録製スル丈  
ケノ義務ヲ負フト云フ意味ニハナラン様ニナツテ來テ單ニト云フ  
ハ何ノ爲ノニ云タカ分ラン

(栗塚報告委員) 契約爲スノ義務デハナイ契約シテ之デ完全カナ  
レバソウデナイト云フ、約束シタ事ガアルダロウ公證人ノ前デ書  
クゾト云フト契約爲スノ義務デハナイ、モウ契約シテ居ルカラ單  
ニト云フハ契約ハ爲テ仕舞タガ契約ヲ録製スル丈ケノ義務ヲ負フ  
ト云フノデ殊更ニ單ニト云フチ書イテアリマス

(委員長) 契約ハ出來タケレトモ單ニト云フナレバ宜イカ知レン  
ガ之カ前ニ賣渡及ヒ買受ケノ契約一ツトソレカラ單ニ、之ヲ録製

スル義務ト云フノト、單ニ賣渡カ買受ケチ書クバカリノ義務トナ  
ル

(栗塚報告委員) 契約チデス、契約チ録製スルノ義務一ツハ契約  
スル方ノ義務デアリマス契約ヲ録製スルノ義務デ單ニト云フガ契  
約デアリマス

(委員長) 之ガ契約カ

(栗塚報告委員) 之ハ契約デアリマス

(委員長) 六百六十二條ノ場合ヲ録製ニ禁ラシムルヲ得ト云フカ  
ラ賣渡買受ケノ事ヲ録製スルト云フデハナイカ

(栗塚報告委員) 契約デアリマス

(委員長) 單ニト云フハ全体分ランカラネ

(製作委員) 之ヲ録製スル義務チトシテハ如何

(栗塚報告委員) 其事デス

日本銀行  
本學部  
技術部  
庶務部  
會計部

(実作委員) 契約ハ既ニ成リテ單ニ契約ヲ録製スル義務ト云フト  
分ルノデス

(果振報告委員) 之ハ何ウデスカ、契約ヲ爲スノ義務又ハ契約ヲ  
録製スルノ義務デアリマス即チ二ツノ義務デアリマス

(委員長) ソレナレバ分ル先ヘヤリマフヨウ

本條ハ原案ニ決ス

○第六百六十七條朗讀ス

第六百六十七條 即時ノ賣買ニ於テハ手附ハ左ノ區別ヲ以テノミ  
解約スルノ方法トナル

第一 手附カ如何ナル本性ヨリ成ルチ間ハス賣主之ヲ與ヘタル  
トキハ賣主ノ利益ノ爲ノ

第二 若シ手附カ金圓ニアラサル物ヨリ成ルトキハ買主ノ利益  
ノ爲ノ

民法十ノ七八

第三 當事者双方カ互ニ金圓又ハ其他ノ物ニテ手附ヲ與ヘ且之  
ニ解約方法ノ性質ヲ明確ニ付與シタルトキハ双方ノ利益ノ爲  
ノ

契約カ全部又ハ一分ニ付キ履行セラレタルトキハ解約ハ如何ナ  
ル場合ニ於テモ又孰レノ方ヨリモ之ヲ爲ス事ヲ得ス

(果振報告委員) 本條ハ起案者ガ直シテ参リマシタガ第二項「若  
シ手附金ガ金圓ニアラサルモノタルトキ又ハ金圓タルモ之ニ解約  
ノ性質ヲ明確ニ附與シタルトキハ買主ノ利益ノ爲ノ」トシソレカ  
ラ第三「當事者双方ガ互ニ手附ヲ與ヘタルトキハ前記ノ區別ニ從  
ヒ其双方ノ利益ノ爲ノ契約ガ全部又ハ一分ニ付キ履行セラレタル  
トキハ解約ハ如何ナル場合ニ於テモ孰レノ方ヨリモ之ヲ爲ス事ヲ  
得」トナリマス

(村田委員) 之ハ何ウ云フモノデシヨウ金圓ニアラサル物ヲ倍返

シニスル事ガ出来様カ

(栗塚報告委員) 代補物デス

(村田委員) 物デ手附金ト云フハ珍ラシイ

(松岡委員) 即時ノ賣買ニ於テ手附金ハ左ノ方法ヲ以テ解約ノ方

法ニナルト云フノハ即時ト云フハ即チ完全ノ賣買デシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス

(松岡委員) 賣買ノ完全ノ手附ガアツタナレバ解約ノ方法ニナルト云フノハ現物カヘ

(栗塚報告委員) 左様デス

(南部委員) 手附金ト云フハ解約物ダ

(清岡委員) 解約方法トナルト云フノハオカシイネ矢張り方法トナルカネ手附金ハ必竟今日我々ノ観想カラ考ヘルト確實ナラシムル爲メノモノデソレガ却テ解約ノ方法ニナルト云フノハ反對デオ

カシイ譯デ其場合ハ何ウ云フモノカト云フニ賣主之ヲ與ヘタトキ賣主ノ利益ノ爲メニ解約スル方法ト云フハオカシナ話デス

(南部委員) 解約物ハ金ト見レバ宜シイ

(松岡委員) 解約金ト云フノガオカシイ解約スルカラ罰ニ取ルト云フノダ現在ハネ

(南部委員) 方法ニナルノダカラ宜クハナイカ

(村田委員) 手附トスルノハ悪イカモ知レン

(栗塚報告委員) ソレハ先割申シテ置キマシタ

(松岡委員) 土產賣主ガ手附ヲ出スト云フ事ハナイ事デス

(清岡委員) 手附ト云フテ賣主ガ出スノハ神武以來ナイ論ニナル

(村田委員) アルカモ知レンゼ

(南部委員) 廣ク尋ネレバナイトハ云ヘヌデシヨウ

(清岡委員) 爲レバ出来ヌ事ハナイガネ

田  
林  
學  
術  
振  
興  
會

(松岡委員) 人間デモ四ツノ眼ガ必ラズシモナイトハ云ヘヌ  
(村田委員) 碁石杯ヲ買フトキニハ之ヲ手附ニ持テ行クト云フテ  
少シバカリ持テ行ク事ガアルカモ知レン又出スカモ知レン  
(松岡委員) ソンナ事ハアリマスマイ此方カラ買付ケテ置クノデ  
ス  
(村田委員) 脇へ賣ラレナイ様ニ持テ來ル事ガアルゼ  
(清岡委員) 賣買上ニ於テソソナ事ハナイ  
(南部委員) ナイトハ云ヘヌ  
(松岡委員) 全体オカシイネ  
(実作委員) 佛蘭西ハ豫約ニ限ルカ矢張り即時ノハ持テ來タラバ  
デシヨウ  
(松岡委員) 於買ケニ即時デモ買主カラ入レル習慣ガアロウガ賣  
主カラヤル事ハ決シテナイ

(清岡委員) 二號ノトキハ金圓デナケレバ買主ノ爲ノニ利益ノ爲  
ノニヤルト云フノカ  
(栗塚報告委員) 金圓デハ内金ニナルカラ手附金ニハ見ナイ手附  
ト云フノハ違約スル事ノ出來ル金ト見ナケレバナラン  
(清岡委員) 賣主ガ拂テ置イテカ  
(栗塚報告委員) 第二ハ買主デ御座リマス  
(清岡委員) 買主デハアリマセン  
(南部委員) 買主デアリマス買主ガ與ヘタノデス  
(清岡委員) 之デハ第二ハ買主ハ與ヘタ事ガアリマセン  
(栗塚報告委員) 買主利益ノ爲ノデス  
(清岡委員) 上ノ内ニハ買主之ヲ與ヘタトキ買主ノ利益ノ爲ノ云  
々トアリ下ハ買主ガ與ヘルト云フ事ハナイ  
(南部委員) ナイガソウナル

(栗塚報告委員) ソレガ第一ニ如何ナル本性ヨリ成ルチ間ハズ賣主之ヲ與ヘタルトキハ賣主ノ利益ノ爲メガカラ

(清岡委員) 金圓デナケレバ賣主ハ與ヘテモ買主ノ利益ノ爲メノ様ニ見ヘルガ

(栗塚報告委員) ソウデ御座リマセン

(清岡委員) 賣主ガ與ヘテ置イテ買主ノ利益ノ爲メニヤラレテハ當ルモノカ

(栗塚報告委員) ソレハ疑ヒ御座イマセン

(松岡委員) 六百六十七條ハ即時ノ賣買ニ於テモ手附ノアルトキハ尙ホ前條ノ規則ヲ適用ス但全部一方履行セラレタトキハ止テ得ント云フ丈ケテ用ヒタラ宜シイダロウト思フ

(南部委員) ソレハ往カン買主ニ渡シタ金圓デモ買主カラ渡タ所ノ手附デ解約ノ事ヲ明示シテナイ金圓デモ矢張り手附ニナツテ仕

舞ノ弊ガアルカラ往カン

(松岡委員) 勿論

(南部委員) ソレハ何ウモ議論ハ通ルマイ

(松岡委員) 賣主カラヤツテ届タラ何トモ云ハズシテヤレル爲メダ

(南部委員) 賣主ハ賣權デナイカラ解約ノ旨意ハ明示シテナケレバナラントアル

(松岡委員) 一切ナクスナレバ宜シイガ手附ト云フ名ヲ以テ日本デハ手附ト云フノダ

(栗塚報告委員) ソレハ往カン手附トアロウトモ日本ノ手附デハナイ始メニ御断リテ申シテ置イタノデ此所デ手附ト云フハ日本デ云フ手附デハナイ通告金ト思テハ往カン今日本ノ様ナ手附金ト云フ考ヘガアレバ逆モ纏リマセン

(松岡委員) ソレデナケレバ餘計ナ條デス

(清岡委員) 遣入テ居ルノデシヨウ

(栗塚報告委員) 遣入テハ居リマセン、今日云フ日本ノ手附トハ

違ヒマス

(清岡委員) 倍返シト云フノハ手附ダロウ

(尾崎委員) 豫約ト云フノト些トモ變リハナイ

(栗塚報告委員) 豫約ト契約ハ前條ノ事ヲ申シタノデス

(清岡委員) 如何ナル本性ヨリ成ルト云フハ賣買デモ何ンデモダ

ロウ賣買デアロウガ何デアロウガ本トノ本性ノ成立チ間ハズノ心

持ガスル所ガ此所デ本性ハ如何ナル品デモカ

(栗塚報告委員) 手附カ何ンナモノデモデス

(委員長) 前ノ場合ニ於テ手附ダカラ何デモ賣買ハ如何ナル本性

ト云フ全國カ物品カチ間ハントシカ讀メン

(松岡委員) 六百六十七條即時ノ賣買ニ於ケル手附金ハ明示又ハ

其他ノ慣習アルトキニ限り又前條ヲ適用ス但契約ノ全部又ハ一分

ニ付履行ノアリタルトキハ此限ニ在ラストシテハ如何

(栗塚報告委員) スレバー言モ何モ要ラヌ

(著作委員) スルト第三ノ區別ト云フ肝腎ナノガ云ヘナクナツテ

仕舞

(清岡委員) 之ハ何ウモ手附ハ遣入リマセン

(委員長) 違約金ハ何方等カラモ云テ居ルカ

(松岡委員) 賣主ハヤル事ハアリマセン

(栗塚報告委員) アリマス賣主ハ家屬杯ニ付テアリマス

(松岡委員) 地所家屬ヲ賣タニモセヨ賣タ人ガ買人ノ方ヘヤル事

ハナイ買人ノ方カラ手附金ヲ取テ居ルノデス

(栗塚報告委員) 手附金ハソウデシヨウガ違約金デアリマス

(松岡委員) 物ノ約定スル方デ別ノモノデアレバ何ウカ知ランガ  
相對デ物ヲ買タ買タト云フニ買タ人ガ賣タ人ニ違約金ヲ出シテ置  
クト云フ事ハアリマセン

(委員長) 金ハ出シテハ居ランガネ約束シテ居ルノデコウ云フ事  
ハ現ニヤツテ居ルノデス

(笑作委員) 金デ約束シテ居ルト又違ヒマス通意約款ニナル今ノ  
場合ニハ家ヲ賣買シテ賣主ガ違約シタラ何ウト云フノハ云ヒ消ス  
ヲ確ノル爲ノカ知ラン賣主ノ方カラ金ヲ渡シテ置カナケレバナラ  
ン

(委員長) 金ヲ渡シテアル賣買カ

(笑作委員) 左様デス

(委員長) ソンナラ松岡サンノ云フ通り買タ方カラヤリヨウハナ  
イ

民取十ノ八三

(南部委員) ナクトモ存シテ置イテハ如何カ

(笑作委員) 今ノ於話トハ違フガ前カラヤツテ行クト之ニナツテ  
仕舞

(清岡委員) 物ヲ頼ンデヤル事ハ遣入りマセンカ職工杯ニ物ヲ頼  
ムノハ遣入りマセンカ

(今村報告委員) 職工ハ遣入テアリマセン

(清岡委員) 別ニアリマスカ

(今村報告委員) アリマスマイ

(清岡委員) ナイト倍返シ杯ト云フ事ハ云ヘタ物ヲ既ヘ假令ハ何  
ニ依ラズ製造サセルトキ手附金ヲヤルゼ

(今村報告委員) アレバ此規則デハ往カン此所ハ賣買ダカラ

(栗塚報告委員) ソレハ賃借リデスネ

(今村報告委員) ソウ云フ場合ニハ職工ナレバ手間賃ヘ幾ラカヤ



ルト云フ事ニナルダロウ

(西委員) 内拂ヒデス

(今村報告委員) 買買ニモ内拂ヒガアリマス

(清岡委員) 製造人ガ持イテ賣ルノハ職務デアルカラ買買ダロウ

(今村報告委員) ソレダカラ買人ガ金ヲ出セバ内拂ヒト云フ法律

ガ限ルノデス

(笑作委員) 此方カラコウ云フ物ヲ持イテ呉レト云フノハ買買デ

ハナイ

(清岡委員) 製造場へ行テ反物ヲ買フテ來ル之ハ買買デシヨウソ

コへ行タトキ己レハ反物ヲ百反買タイガト云フトキ五十反之ヲ買

リマシヨウ跡ハ直ク跡カラト云フ場合ソレナレバト云フテ五十反

ハ跡續ケテ約束スル金ハ五十圓置タト云フ之ハ矢張り買買ダロウ

買買ノ手附ダロウ

民取十ノ八四

(今村報告委員) ソウ云フ場合ニハ此法ニ依レルノデス

(笑作委員) 手附ト云フハ日本デ今迄云ヒ來タモノト其外ノモノ

ト二ツ混交シタモノト見ナケレバナラン

(松岡委員) 佛蘭西ニモ餘リナイモノト見ヘテ「ボアソナード」

ハ賣主ガ出スノハ稀有ナ事ダト書イテアツタ

(笑作委員) 佛蘭西デモ當リ前ハ何ウシテモ買フト云フ者ガ出ス

ノダガ併シナガラ一方ニ適用センカト云フトソウハ往カント云フ

位ヒノ事ダ日本デモソレデ置イタラ何ウカ萬一ダカラト云フノデ

アリマスカラ

(栗塚報告委員) 此儘デ宜シイト云フノデシヨウ

(南部委員) アツタトキニハ解約ノ方法ニナルノダ

(村田委員) 手附ト云フモノハ賣主カラモ出來ルモノト云フガ法

律デ分ルノダカラ

(清岡委員) 矢張り手附デヤリ通スヨリ仕方ガナイ

(箕作委員) 日本ノ在來リノ手附ヲ民法ヲ意味ガ廣クナツタト見レバ宜シイ

(清岡委員) 日本デ云フ手附ガ通入ラヌト云フナレバ改メナケレバナラン

(今村報告委員) チヨツト昨日申シタ所チ「ボアソナード」ガ改ヘテ來マシタ、遺囑者ガ改良ニ備ヘタト雖モ別段ニ改良シ又ハ界ヲ取ルカ返シタトキハ合體セラレタモノト看做スト云フ丈ケテ別テ別段ノ處分丈ケ存シテ置キマシタ、此方デ云フ通りニ別テ來マシタ六百四十六條デス

(栗塚報告委員) 但受囑者ノ爲ノ更ニ遺囑處分ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラズデス

(委員長) 處分ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラズカ

民取十ノ八五

(清岡委員) 云ハンデモ知レテ居ル

(今村報告委員) 昨日議事申報告委員カラ云テヤツタソウデ圖チ取除イタラ合體スルトアルガ日本ノ地面ヲ賣買テモ登記スルトキハ地ヲツカマイルニハ地面ノ番號ガアル假令バ三番地チヤツテ四番地チ買タトキハ四番地ハ矢張り四番地デ買テ居ルノデ三番ト四番ト合體セント云フ事ガアルカラ直チニ合體スルトハ云ヒ惡イト云テヤツタソウデス

(南部委員) 六十七條ハ何ウカ

(村田委員) 之デ置キマシヨウ仕方ガナイ

(委員長) 皆サンハ何ウカ宜シイカ

(栗塚報告委員) 報告委員デハ満足シテ居ルノデス、云テヤツテ直シタノデアリマス

(委員長) 置クトシテ品物ヲ出シテ賣タトキハ倍返シニシナケレ

バナラント云フ理窟ニシナケレバナラン併シ物ニ依レバニツナイモノガアロウ

(栗塚報告委員) 萬一二ツナイモノガアレバ金デモ宜シイノデス

(村田委員) 返セヌ場合ニハ金デヤルト云フ事ガナケレバナランデシヨウ

(栗塚報告委員) 金トスルト内金ニナルカラ

(委員長) 金デモ名サヘ付ケバ宜シイデハナイカ

(今村報告委員) 物ヲ買テ置イテ金ヲ幾分カヤレバ代價ノ内金ト見ルハ當然デアリマシヨウ

(委員長) 代價ト書カズ手附金ダト若シ買主ノ利益ノ爲メニスルトキハ手附金ト明確ニ書ケト云タラ便利ダロウ

(栗塚報告委員) 品物ト見タトキ手附金トハ見ヘズ金ナレバ内金ト云フ併シナガラ明確ニアレバデス

民取十ノ八六

(委員長) 金ナレバ内金ト看做スハ何ウカ

(栗塚報告委員) 買フタ人ガ拂ヘバ内金ト看做スハ原則ト云フノデス

(委員長) ソレハ想像丈ケダロウ

(栗塚報告委員) 六十一條ニ金圓ニ定メテ云々トアリマスカラ

(委員長) 品物ニ付テ云フノデ、此所ハ手附金ダカラ若シ違約スルトキハ

(栗塚報告委員) 手附金ト書イテアレバデス金圓タルモ明確ニ性質ガ書イテアレバ御仰ル通りデアリマスガ手附金ダヨト云フハ金デ宜シイノデソレガ書イテナケレバ内金ト看做スト云フノデアリマス

(委員長) 理窟ハ分テ居ルガ理論ニ偏シテハ實際ニ困ルダロウ

(南部委員) 併シ内金ガ手附金カト云フトハ裁判官ガ決スルハ六

ケ敷ソコニ手附金ト書イテアレバ手附金トスルノデス

(委員長) 若シ金圓ニアラサルト云フハイラヌ話デ若シ手附ガ金圓ナレバ解約ノ性質ヲ明確ニ書ケト云タラ宜シイ

(南部委員) 第一ハ賣主ガ與ヘ第二ハ買主ガ與ヘタトキデアリマス

(委員長) 前ニ手附ハ如何ナル本性ヲ問ハズトアルカラ本買主ハ如何ナル本性ヲ與ヘテモ宜シイ併シ買主ガ金圓デスルトキハ書イテ置ク物品ナレバ書カヌデ宜シイ、ソウスレバ金圓ニアラザルモノヲ取テ除ケレバ宜シイ

(南部委員) 御説ノ通りデアリマス

(委員長) 金圓ニアラサルモノト殊更ニ書クト金圓ナレバ内金ト紛フサニ殊更ニ書クト云フ爲メニ物品ニアラサルモノハ理ラストナル若シ金ナレバ書ケト云タラ是非手附金ノ爲メニヤラナケレバ

民取十ノ八七

ナラント云フが見ヘルカラソレヨリ金デ實際取扱ヒガ出來ル様ニスルガ宜シイ、本人ノ意思ニ因ルソウスル方ガ便利ナレバ宜シイ  
(栗坂報告委員) ソウ云フ意味デナイ解釋ガ違フ若シ手附ニヤツタモノハ金デナカツタトキハ買主カラシテ品物ヲ上テ居ルトソレハ内金トハ看做サヌ併シ金デヤツタラ手附ト云テナケレバ内金ト看做スト云フノデアリマス

(委員長) 何ゼ看做スカ

(栗坂報告委員) 買主ハ金ヲ拂フ義務アリ賣主ハ品ヲ渡スノ義務ガアルカラデス

(委員長) 筋ガ違フ、君ノ家へ行テ物ヲ買フト云フ約束シテ我輩ガ貸金ガアル貸金ハ代價ニナツテ仕舞ト云フ話デ筋ガ違フカラ之ハ手附金之ハ内金ト云フカ分ル

(栗坂報告委員) 之ハ手附金之ハ内金ト云ヘバ宜シイガ駄テヤツ

タトキハ内金ト看做スニ依テ明カニ云テ置ケト云フノデソレガ品物ナレバ黙テ賣テモ宜シイト云フノデアリマス

(委員長) 世ノ中ノ事ヲ經驗スルト品物ヲ別ニ贈與ノトキモアロウ品物ナレバ手附ト云フ事ハ限ルマイ

(栗塚報告委員) 贈與ノ場合貸借ノ場合モアルガ此所ハ賣買ノ爲ノ手附トシテヤツタモノ品物ナレバ無論内金ト見ナイゾヨト云フ

ノデ金ノトキハ内金ト見ヘヌカ知ランガ看做スゾヨト云フノデアリマス

(松岡委員) 珍妙不思議ナ法律ダ

(南部委員) 内金ヲ渡シタカ否手附金ト云フ論ガ起ルノデアリマス

(委員長) ソレハ品物ニデモ贈與ト思タ所ガ論モ起タト云フモ同じ贈タモノニ付テ裁判官ハ判断シテ宜シイ金ヲ與レタ内金ダト云

民取十ノ八八

フ事ヲ云フノハ金ヲ與レタ<sup>カ</sup>物ノ代價ニナルト云フノハ贈イ

(栗塚報告委員) 賣買ノトキハ買主ノ出シタ金ハ代價ト見ルガ手附ハト云フ様ナ事ガナケレバ代價ト見ル、ダカラ手附ト云フナレ

バ手附ト明確ニ云テ置ケバ宜シイノデス

(委員長) ソンナラ金文ケデ宜クハナイカ

(栗塚報告委員) 物ナレバ無論内金ト云フ事ハアリマセンカラ

(委員長) 金ニ心配スルナレバ品物モ心配セー

(委員長) 物ハ何ウカトハ見ナイカラデス

(委員長) 物ノトキハ贈與ト思フカモ知レン物ノトキモ明確ニシソウナモノデス

(委員長) 金圓ハ手附ト約束シタモノヲ金ヲ取タカラ代價ト看做スト云フ氣遣ヒガアルナレバ品物デモ手附ハ何ウカト云フ氣遣ヒモシソウナモノダガ金バカリ人ト人トノ間ニ契約スルニ云フノハ

云ヒ過ギルト思フ

(松岡委員) 大臣サンノ於幕カラ出テ反對ニ幕ネナケレバナラン  
ガ品物ヲ取テ手附ト思フダロウガ代金ノ代リニ來マシタモノト思  
ヒソウナモノデス

(栗原報告委員) 品物デ物ガ代ルト云フ論ダネソレハ交換デ御座  
リマス賣買ノ原則ニ背ク品物ヲ以テ品物ヲ買フ事ハアリマセン  
(松岡委員) ソレハ交換ト云フ方デ宜カロウ

(今村報告委員) 手附ト云フノハ日本デハ手附ト云ハズ内金ナリ  
ト極テ居レバ宜シイ

(松岡委員) 全体此法律ヲ布クト手附金何圖ト云フヲ裁判スルニ  
貴君方ハ内金ナリト看做スカ

(今村報告委員) ソレハ手附ト云フ言葉ノ内兩方權ノタ事ニナル  
カラ私ヲ裁判官ニスレバ分リマスマイ

民取十ノ八九

(栗原報告委員) 此法文デハ分リマスマイ

(松岡委員) 商法デハ手附金ハ明示ヲ合意又ハ其他慣習ノアルト  
キハ解約ノ出來ルモノ其他ハ内金ト看做スト云フ明文ガアルノデ  
實ハ商法ト同ジ様ニスレバ私ハ何モナイ、此様ナモノヲ持出シテ  
賣主ガ手附金杯ト云ヒソナ心配センデモ宜シイト思フ

(今村報告委員) 之ヲ改ヘテモ同ジデ此條ハ賣買ニ屬ス賣買ノ完  
全シタ場合デアリマスカラ法律上ノ條件ニ依ラザレバ解除ハ出來  
マセン併シ其解除條件付テ賣買スル事ガ略ニ出來ル場合ガアルノ  
ハ即チ解除條件付デアリマス解除條件付ニナリマスニハ漠然トハ  
出來マセン法律ガ立入テ品物ヲヤツタトキハ何ウカ斯ウ、賣人ガ  
ヤレバ何ウト云フ事ヲ委ハシク云フノデ契約ヲ毀ハソウト云フノ  
デアリマスカラネ

(松岡委員) ソコ等ヲ云フト手附金ト云フモノデ即時賣買ハ手附

金ヲ解クベキモノデハナイ當リ前ハネ

(笑作委員) 原案ニシヨウデハナイカ

(南部委員) 原案ニ決シヨウ

(尾崎委員) 原案ニシマシヨウ

(委員長) 原案ニシテモ何ウカシナケレバナランカ皆サンハ何ウカ

(清岡委員) 商法トノ權衡ハ何ウカ心配デアリマス

(南部委員) 商法ハ商賣ノ方ダカラ

(清岡委員) 民法ノ方ハ廣クナツテ居ルノダカラ

(栗原報告委員) 廣クナケレバナラン

(委員長) 君等ハ商法ヲ見タカ

(栗原報告委員) 見マシタ民法ハ地方慣習トハ云ハナイカ同ジデス

(委員長) 商法ナレバ物デナケレバナラント云フ事ハナイ金デヤル事ニナル商法ト同ジニシタラ宜シイダロウ殊更ニ金デ受取タトキハ内金トナルト云フノハ何ウカ

(栗原報告委員) 商法ニ書イテアリマス

(委員長) アル、手附金ト只云タトキハ代金ニハナラント云フ事ハ商法ノ本文ニ見ヘテ居ル

(南部委員) 合意アルトキハデス合意即チ明確ニシタトキデス商法ノ第三百四十六條ニアリマス

(栗原報告委員) 日本法律ニ即時ハ許サヌト云フテハオカシイノデス

(委員長) 此所デオカシイト云フノハ賣主ガ手附ト云ハナケレバナラント云フ事ヲ殊更ニ書クト云フノト買主ガ金ナレバ何ノ金ニ入レルカデス

(栗坂報告委員) 甚ダ恐縮デスガ委員長ノ御考ヘハ是非手附ト入レナケレバナラン事モデスカ

(委員長) ソウデハナイ入レタ金ハ買主ナレバ何時代金ニナルノダカラ餘計ナ氣遣デアロウ

(栗坂報告委員) ソレハ第二デ一向掛念ハナイノデス

(委員長) 第一ニハ買主ガ手附金ヲ入レテ手附ハコウ云フモノト明瞭ニ書ケト買主ニ云フノモ買主ノ云フノモ只ノ買買ノ事トハ違フカラ書クナレバ書クガ宜シイ書カヌノナレバ兩方共書カヌガ宜シイ

(栗坂報告委員) 買フ人ハ錢ヲ拂フ義務ガアル買主ハ是非錢ヲ拂フト云フ義務ハナイカラ金ヲ出シテモ内金ト看做ス事ハ出来マセ

(委員長) 手附ト云フ事ノ理由ヲ分ル様ニシテ云ハナケレバナラ

ン

(栗坂報告委員) 手附ハ物デモ金デモ買主カラダト素手デ契約ヲ解ク事ガ出来ルト云フノデス

(委員長) 物デモ金デモ明確ニ分ル様ニト商法ノ様ニスレバ宜シイ買主ノ方ニバカリ書ケト云フノハ分ラン

(南部委員) 商法モ自然ソウナツテ居ルノデシヨウ

(委員長) 金サヘ入レルト代價ト見ルカラソウダロウ直グニ代價ト看做スト云フノハ要ラヌ心配ト思フ

(栗坂報告委員) 明示シテ合意ト云フハ商法ニアツテ此方ニハ金ガ内金ニナルト云フ事ガアルカラ

(委員長) 商法ノ四十六條ハ買主バカリト思フカ

(栗坂報告委員) 明示シテ合意シタト云フ必要ハ何カ、何ゼ云フカト云フト代價ト紛フ爲メニ云タノデアリマシヨウ



(委員長) ソンナラ商法ノ四十六條買主ニ探出來ヌナレバ買主ニモ適用サルルカラ

(栗塚報告委員) 買主ニハ紛フ原由ガナイカラ申サヌデ宜シイ商法ニ書イタ明示シテ合意シタト云ハヌ買主ノ側デハナイ買主ノ側ナレバ見ル事ハナイ紛フ事ハナイ買フ人ノ代價デモ出サナケレバナランカラ明示シテ合意スル必要ガアル

(委員長) ソウ云フ原案維持ノ説ハ宜イガ善クシヨウト云フ考ヘデハ今少し改ヘナイト分ラヌ商法ノ第三百四十六條ハ買主ニ買主ノミニ立タ法律ナレバ今ノ様ニ出來ヨウガ之ハ買主デモ賣主ニデモ明確ニ合意シタトキハ何ウト書クノダカラソウスレバ若シモ商法ニ於テ買主ハヤレバ明示ノ合意ガナケレバナラン民法ダロウ賣主ハ明示合意シタトキデナケレバナラント云フ關ケ併シナガラ書カヌナラバ民法ハ買主買主モ合意ト書カンドモ一般合意ハ明示ガナ

民取十ノ九二

ケレバナラント云ヘバ宜シイ

(南部委員) 併シ明確ニシテ置ケバ何ウ云フ事カ學者ノ説ニ依テ書クノデシヨウ書カナケレバ於置キニナラン方ガ宜シイ書スル所ハナイ併シ問題ニモ出ル事デ此所デ明示ガナケレバト云フ事ハ明カナ理窟デアリマス

(委員長) 原案ヲ置クトシテモ之ナリデハオカシイ買主ヲ全体主ニ書クノハ何ウカ知ラン

(松岡委員) 珍文デシヨウ、何所ノ國ニモコウ云フノハナイ

(栗塚報告委員) 違約者ナラ金デスネ之ヲ捨テ契約ヲ解ク事ガ出來ルノデアリマス

(笑作委員) 商法ノ註解ニハ後悔金ト譯シテアル

(委員長) 一二ヲ取替ヘテハ何ウカ

(栗塚報告委員) 一ト二ト同理ナレバ宜シイガソレモ何ウモ敬服

ハ出来マセン

(委員長) 日本ノ慣習ニ適フヤフ宜シイ

(南部委員) 一二ヲ取換ヘルガ宜シイデシヨウ

(今村報告委員) 日本ノ手附ト云フハ兩方合ンデ居ル

(松岡委員) 商法ノ三百四十六條ヲ此所へ移サレタイ

(今村報告委員) 詰リ松岡サンハ第六百六十七條ハ刪除説ダナ

(委員長) 一二項チ一所ニシテ仕舞テハ何ウカ

(実作委員) 細カニ書ヒ出シテハ仕方ガアリマスマイ

(委員長) 食事ニ致シマシヨウ

于時午後一時十五分

午後二時開會

(委員長) ヤリマシヨウ

(尾崎委員) 手附トハアリマスガ先ヅ解約ノ方法デスネ

民取十ノ九三

(栗塚報告委員) 左様デス

(委員長) 原案通りニスレバ今少シ直スガ宜シイ

(栗塚報告委員) 御注文ノ備條ガ分リマスレバ直ス事モ出来マシヨウ

(委員長) 注文ノ備條ハ原案通り置クモノトスレバ賣主ハ必ラズ之ニ依ルト論チスルヨリモ買主チ主トシテヤツタ方ガ宜イト思フ其位ヒデアリマス

(栗塚報告委員) 即時ノ買賣手附ハ之ヲ與ヘタルモノ方法ト爲ル但買主ヨリ何々シタトキハ解約ノ性質ヲ與ヘタトキ、明確ト云ヘバー二三ノ區別ハイラヌ第一第三イラヌヨウデス一二サヘ云ヘバ三ハ自カラ直ル

(委員長) 良案ガアレバ何ダガ私ハ斯ウヤリタイ之ハ一項ハ儘クノデソレヘ以テ、手附ハ如何ナル本性ヨリ爲スチ問ハズ買主又ハ

買主ニ附與スル明示ニテ合意シタトキハ其モノ、爲ノト云フ事サ  
ヘアレバ宜シイト思フ

(笑作委員) 買主モ買主モ手附テ返シサヘスレバ解約ノ性質ノモ  
ノト云フ事ヲ明確ニスレバ何方マデモ解約ノ方法ニナルト云フノ  
デスカ

(委員長) 左様デス

(笑作委員) 之ハナクナルノデスカ

(委員長) ナクトモ宜カロウト思フ

(笑作委員) 成程、佛蘭西ノト同ジニナル佛蘭西ハソウデス、即  
時買買ニハ手附金ト云フモノハ法律ガ何トモナケレバ内金ト看做  
ス但格別ニ合意アルトキハ明確ニ示シテ届ルトキハ云々ト云テ届  
ル金圓ニアラザルモノ、區別ハナクナツテ仕舞

(南部委員) 買主ガ出シタトキハソレハ明示シテナケレバ解約ト

ハ看做サストソレデハ何ニナルカ、何ニモナラン

(委員長) 其議論ナレバデシヨウガ、賣ルノト雖モ明示シテ買ケ  
バ宜シイ解約シヨウト云フノガ必要ダ

(南部委員) 併シ自然ニ他ノモノト交リナク内金ト給ヒナイトキ  
ハ自然ソウナリハ致シマセンカ之ハ代金ト云フ事ガアリマスカラ  
之ト混雜スル爲ノニ云フノデアリマス

(委員長) 其方ガ宜ケレバ宜シイガ成ハ賣ルニ明示シテヤレト云  
フテモ害ハナイカラ折角明カナレバ宜シイガ折角明カデナイカラ

(村田委員) 此所ハ買主バカリニシテ賣タ方ガ宜シイカモ知レン

(南部委員) 買主バカリト云フ限デハ往カン

(松岡委員) 第一商法デハ即時ノ買買デモ合意ハ習慣ガアルトキ  
ハ手附ハ解約ニナル勿論即チ倍返シデ合意習慣ノアル場合ニハ双  
方カラ云ハレルノデス

(栗報報告委員) 六百六十七條即時買賣デモ手附ハ之ヲ與ヘタルモノノ利益ノ爲メ解約方法トナル但買主ノ與ヘタル手附金圓ナルトキハ之ニ解約ノ性質ヲ明確ニ附與スルヲ要ストシテハ如何

(村田委員) 私ハ但ハ入レタ方ガ宜シイト思フ

(南部委員) 栗報サンノ云フ所ガ宜シイデシヨウ

(栗報報告委員) 或ハ金圓ナルトキハ解約ノ性質ヲ明示スル事ヲ

要スカ

(委員長) ソレナレバ宜シイ

(尾崎委員) ソレデ宜シイデシヨウ

(著作委員) ソレデ宜シケレバ原案トハ格別違ハヌ

(委員長) 宜カロウソレデ異論ガナケレバ先ヘヤリマシヨウ

(尾崎委員) 宜シイ

(南部委員) ソウ決シヨウ

(西委員) 宜シイ様デスネ

(村田委員) 之ニハ云フノカ

(栗報報告委員) 手附ニト云フノデ之ニハ、明示スル事ヲ要スデ宜シイ

(著作委員) 明示スル事ヲ要スデ宜シイデシヨウ

(栗報報告委員) 金圓ナルトキハ解約ノ性質ヲ明示スル事ヲ要スト致シマシヨウ

(西委員) 性質ハ何ノ性質デアリマスカ

(栗報報告委員) 手附デアリマス

(村田委員) 手附ハ通常品物デヤルト見ヘテオカシイ

(清岡委員) 之ニト云フガ被ケルト跡カラ明示スルヲ要スト云フ

様ニ見ヘル

(南部委員) 之ニハアツタ方ガ宜シイ